

平成26年 6 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成26年 6 月18日～19日

場 所 第3委員会室



平成26年 6 月 18 日 (水曜日)

委	員	山	下	博	三
委	員	高	橋		透
委	員	徳	重	忠	夫

午前 9 時 59 分開会

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 1 号)

○報告第 1 号 専決処分の承認を求めること  
について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・平成25年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)  
予算繰越計算書 (別紙 5)
- ・平成25年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)  
継続費繰越計算書 (別紙 6)
- ・平成25年度宮崎県公営企業会計 (工業用水道  
事業) 継続費繰越計算書 (別紙 7)

○請願第 47 号 教育委員会制度改革に反対する  
意見書提出請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経  
営に関する調査

○その他報告事項

- ・特殊詐欺の現状と対策について
- ・電力システム改革の動向について
- ・「川の駅百菜屋」発電設備設置について
- ・発電所施設見学ツアー (綾第二発電所) に  
ついて
- ・宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第四  
期指定について

出席委員 (7 人)

委	員	長	西	村	賢			
副	委	員	長	右	松	隆	央	
委		員		中	村	幸	一	
委		員		押	川	修	一	郎

説明のため出席した者

警察本部

警	察	本	部	長	白	川	靖	浩	
警	務	部	長		水	野	良	彦	
警	務	部	参	事	官	兼			
首	席	監	察	官	西		福	一	
生	活	安	全	部	長	山	内	敏	
刑	事	部	長		武	田	久	雄	
交	通	部	長		鳥	井	宏	一	
警	備	部	長		金	井	嘉	郁	
警	務	部	参	事	官	兼			
警	務	課	長		齊	藤	直	司	
生	活	安	全	部	参	事	官	兼	
生	活	安	全	企	画	課	長		
野	辺				野	辺		学	
生	活	環	境	課	長	橋	本	利	幸
橋	本	利	幸		河	野	俊	一	
河	野	俊	一		鬼	塚	博	美	
鬼	塚	博	美		津	端	重	雄	
津	端	重	雄		大	野	正	人	
大	野	正	人		吉	田	瑞	行	
吉	田	瑞	行						

企業局

企	業	局	長	四	本	孝		
副	局	長		城	野	豊	隆	
技		監		囧	師	雄	一	
(	土	木	担	当				
技		監		本	田	博		
(	電	気	・	機	械	担	当	
総	務	課	長	沼	口	晴	彦	
経	営	企	画	監	喜	田	勝	彦

工務課長 新穂伸一  
開発企画監 平松信一  
電気課長 白ヶ澤宗一  
施設管理課長 山下雄一  
総合制御課長 田村秀秋

教育委員会

教育長 飛田洋  
教育次長  
(総括) 原田幸二  
教育次長  
(教育政策担当) 谷口英彦  
教育次長  
(教育振興担当) 今村卓也  
総務課長 大西祐二  
参事兼財務福利課長 田方浩二  
学校政策課長 川越良一  
学校支援監 川崎辰巳  
特別支援教育室長 坂元 徹  
教職員課長 西田幸一郎  
生涯学習課長 村上昭夫  
スポーツ振興課長 日高和典  
文化財課長 大西敏夫  
人権同和教育室長 黒木政信

事務局職員出席者

政策調査課主幹 牧 浩一  
議事課主任主事 沼口恭一郎

○西村委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会をいたします。

まず、委員会日程でありますがお手元に配付の日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

それでは、今回、委員会に付託されました議案等について本部長の説明を求めます。

○白川警察本部長 おはようございます。警察本部長の白川でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに、西村委員長を初め、常任委員会の皆様には、日ごろから本県警察の運営に關しましていろいろと御指導、また御協力いただきまして、まことにありがとうございます。この場をかりて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日、御審議いただきます公安委員会関係の議案及び報告につきましては、3件ございます。提出議案といたしましては専決処分の承認を求めることについて、報告といたしましては損害賠償額を定めたことについて、また、その他の報告といたしまして特殊詐欺の現状と対策についてでございます。

それぞれ関係部長から説明をさせますので、御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○水野警務部長 警務部長の水野でございます。おはようございます。

それでは、平成26年6月定例県議会提出の報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして、座って御説明させていただきます。

お手元にこの資料が渡っているかと思っておりますので、こちらの資料の1をごらんください。こ

の資料1でございますが、「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」の公安委員会関係歳出予算に係るものでございまして、警察費の警察管理費について、平成25年度中の退職手当が確定したことにより生じた不足額1,465万1,000円、この表で申しますと、専決額と書いてある欄の右側であります。こちらの額の増額補正に係る専決処分について御承認をお願いするものでございます。

その理由につきましては、退職手当でございますが、これは定年退職者及び自己都合等による退職手当の総額を見込んで予算編成されておるものでございますが、さらに、2月議会において増額の補正予算を御承認いただいておりますところでしたが、その後に職員が亡くなったことなどによりまして、最終的に不足額が生じたというものでございます。

以上で、本件の御説明を終わります。

○西村委員長 議案についての執行部の説明が終わりましたが、議案についての質疑はございませんか。

○高橋委員 死亡してあるじゃないですか。2人が何か定年直前の方のような気がしますけど、差し支えない程度に年齢とか、事故とか病死とかあると思うんですが、よかったら教えてください。

○水野警務部長 25年度中の死亡の方でございますけど、病気で亡くなられた方がおられまして、2月補正以降で申し上げますと1名であります。25年度中で申し上げますと、自死の方がお二方と病死の方がお二方ということでございます。

○高橋委員 年齢は。

○水野警務部長 失礼しました。年齢ですね。年齢は40代の方から50代の方まででございます。

一番若い方で42歳、病死の方で42歳、58歳の方もおられます。その範囲の中で4人でございます。42歳、45歳、47歳、58歳でございます。

○高橋委員 自死が2人とおっしゃいましたかね。

○水野警務部長 はい。

○高橋委員 いろんな業種で、今こういう自死というのがいろいろと問題になってると思うんです。警察内部の中でもカウンセラーとか、相談窓口とか、そういったところが組織的にあると思うんですが、その辺の、そう詳しくなくてもいいんですけども、組織的なものの対応を教えてください。

○水野警務部長 済みません。ちょっと今、調べさせていただきまして、後ほど御答弁させていただきます。

○高橋委員 自死に至る、簡単な経緯、例えば病気で長期間入院してたとか、そういったところの一連の経過を簡単に説明いただくと助かります。

○水野警務部長 自殺の原因については、ちょっと私どももつかみかねるところでございますけれども、自死をされた方の中では、いろいろな家庭的な事情とか、あるいは借財であったりとか背景であろうというふうに思われる点はございます。

○高橋委員 いろいろ家庭的な事情とか、おっしゃったように負債を苦しめてとかあると思うんですけど、そうやって一連の、いわゆる業務以外の相談っていうの、いろいろ互助制度の中で、私の経験ながら、そういう負債の相談を受けて整理をした経験もあったりして、そういう相談っていうのは、警察内部ではしないものなんでしょうか。

○水野警務部長 相談体制につきましては、警察の生活相談体制というのも署の中でも設けておりますし、また、メンタルヘルスに関する外部の専門の相談員の方も用意しております。

先ほども申しあげました職員に対する生活相談につきましては、本部、所属それぞれの相談員を、これは警察職員でありますけれども指定しております、そのほか部外の生活相談を担当する方も任命してそれぞれお願いをしております。

本部の相談員につきましては、一般職員のOBの中から非常勤職員1名を任命させていただいて専用の相談室を配置し、相談受理のほか所属相談員に対する助言、相談制度の企画運営等の業務を当たっております。所属の相談員、各所属警察署を問わず、全ての所属において相談員を所属長の推薦のもとで指名しております、全体で平成26年度は警察官が163名、一般職員が54名の合計217名が生活相談員としての指定を受けております。

また、部外の相談員の方につきましては3名委嘱しております、お一方が職員の経済的な問題に関する相談をするためのファイナンシャルプランナー、それからメンタルに関する相談員として臨床心理士の方、それから健康に関する相談員として健康運動指導士の方、それぞれ委嘱させていただいております。

以上でございます。

○高橋委員 警察といえども、やっぱり人間ですから、いろいろとあると思うんで、ひょっとしたら救えたかもしれないんですよ。だから、警察の中のいろんな福利厚生のある組織があると思うんですよ。それで、ちょっとおかしいなっていう部分とか、そういうところ早くキャッチをしていただくこと、どこの職場でもあり得ること

なんですけども、アンテナを高くしていただいて。いろいろと経験を積んで将来有望だった方かもしれないですよ。そういう意味では惜しい人材を亡くしたかもしれませんから、今後、自殺者ゼロに向けて、またいろいろと対応いただきたいと思います。わかりました。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に報告事項の説明をお願いします。

○水野警務部長 それでは、平成26年6月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことにつきまして、御報告いたします。

資料はこちらになりますが、お手元にあるかと思えます。こちらの3ページをごらんください。

今回、御報告する事案は9件でございます。全て県有車両による交通事故でございます。この報告書のうち9件でございます、こちらの報告書は、県の車両によるものと県警の車両によるものが混在してございます。したがって、ページの番号と事案の発生日で区別して御説明を申し上げます。

まず、3ページの上から2番目でございます。平成24年12月25日の事案でございますが、これは交通部交通機動隊の警察官による交通取り締まり用自動二輪車、いわゆる白バイでございますが、これでの交通取り締まり中の事故でございます。

この事故は、当該警察官が国道10号線の宮崎北バイパスを速度超過状態で走行中の車両を認めまして、赤色回転灯を点灯して速度測定を開始したものの、相手方車両がバイパスから宮崎西環状線に通じる取りつけ道路におりて減速をしたため、速度測定を中止して、警告措置のた

めに相手方車両の後方を追従して走行中に発生した追突事故でございます。

このとき当該警察官は、進路前方の信号交差点が赤色信号であったため、相手方車両が赤色信号で停止するものと思い込み、信号機に気をとられて相手方車両の動静を注視しないまま進行したため、相手方車両が、後方から追従してくる当該警察官の白バイに気づいてブレーキをかけたのに、これに気づくのがおくれ、回避措置を施すも間に合わずに追突したものでございます。

この事故によりまして、相手方に頸椎、腰椎捻挫の傷害及び車両の損害が発生したため、治療費、通院費、慰謝料及び修理費用などとして239万3,572円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、3ページ、3番目、その下でございます。平成25年8月2日の事案でございます。

この事案は、刑事部捜査第一課の警察官が、捜査用の普通乗用自動車に相勤者を同乗させ、国道を走行中、進行方向前方の路側帯に沿って路外駐車していた相手方車両が突然Uターンを開始し、国道本線内に進入してきたため、当該警察官において中央線側に回避しようとしたものの、回避できずに衝突したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として1万3,258円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下であります。3ページ、4番目の平成25年9月26日の事案は、西都警察署の警察官が小型警ら用無線自動車、いわゆるミニパトと申しますけれども、これに単独で乗車して、幅員の狭い直線道路を警ら中に対向車

に進路を譲るため、減速して左側端に寄ったところ、左方の駐車場から後退して道路に進出してきた相手方車両と接触した事故でございます。

この事故により、相手方車両の修理費用として2,040円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下であります。3ページ、5番目、平成25年10月8日の事案は、宮崎北警察署の警察官が、出張捜査中に捜査用の普通乗用自動車を高速道路のサービスエリア駐車場に駐車した際、助手席同乗者が降車のためにドアをあけたところ、突風によりドアが激しく開放し、左隣に駐車中の相手方車両の運転席ドアに接触したという事故であります。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として5万9,850円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、3ページ、6番目、その下であります。平成25年10月16日の事案は、延岡警察署の警察官が、駐車場で捜査用の普通乗用自動車の方向転換を行う際、後方の安全確認が不十分なまま後退したため、駐車中の相手方車両と接触した事故であります。

この事故により、相手方車両の修理費用などとして5万7,750円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

1つ飛びまして、3ページの最後の平成25年12月3日の事案であります。この事案は、都城警察署の警察官が、ミニパトに単独で乗車して警ら中、職務質問のため相手方車両の後方に自車——警察官の車両でございます——を停止した際、ギアをドライブのままパーキングに切りかえることを失念した上、さらにサイドブレーキの引きが甘いまま降車したため、小型警ら用無線自動車が無人のまま前進してしまい、停止中

の相手方車両に追突した事故であります。

この事故により、相手方車両の修理費用などとして17万8,000円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

ページめくっていただきまして、4ページになります。4ページの上から3番目の平成25年の12月27日の事案でございます。この事案は、延岡警察署の警察官が、ミニパトに単独で乗車し、進路右側にある駐車場に入るため右折合図を点灯させて待機中、対向車が停止して進路を譲ってくれたことから、対向車線の路側帯部分の安全確認が不十分なまま右折したため、対向車線の路側帯部分を進行してきた相手方原動機付自転車に衝突した事故であります。

この事故により、相手方原動機付自転車の修理費用などとして10万7,168円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、その下、4ページの4番目の平成26年1月2日の事案であります。この事案は、都城警察署の警察官が、捜査用の普通乗用自動車を運転して、幅員の狭い市道を左折して進行する際に、左側の安全確認を怠り、交差点直前に設置された民家のブロック塀に気づかず、捜査用普通乗用自動車をブロック塀に接触させ、ブロック塀を損壊した事故であります。

この事故により、ブロック塀の所有者に対し、修理費用として9万1,100円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、3つあけまして4ページ、8番目、下から2つ目になります。平成26年2月23日の事案は、生活安全部生活環境課の警察官が、駐車場で捜査用の普通乗用自動車を駐車する際、後方の安全確認が不十分なまま自車を後退させたため、駐車中の相手方車両と接触した事故であります。

この事故により、相手方車両の修理費用として4万5,800円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

以上、9件となります。

交通事故の防止につきましては、平素から職員に対する指導教養や実技訓練を実施しているところでございますが、今後とも防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の防止に努めてまいります。

以上であります。

○西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○徳重委員 事故は、どうしても避けられないこともたくさんあると思うんですが、事故を取り締まる立場ということを考えますときに、8月から毎月、事故を起こしてるというこの事実に対してやはり何か、注意はしてる、あるいは通達はしてるということだけでは済まないものがあるんじゃないかなと。どこかで緩みがあるんじゃないかなという気がしてならないんです。学校の先生方もよくこういうケースで大きく問題になるんですが、警察官の事故っていうのは報道はほとんどされないっていうか、余り見たことがないんです。こうしてたくさんあるんだなというのを感じますときに、学校の先生あるいは警察官、特定するわけではありませんが、やっぱりそういう指導的な立場ということを考えますときに、何か本部長としてこれをどう歯どめをかけるっていうか、もう今後出さないぞという決意っていうか、そういったものをお聞かせいただくとありがたいかなと思うんですが。

○白川警察本部長 徳重委員、御指摘のとおり、私ども交通指導に当たる立場にある警察職員がこういう事故を起こしておりまして、大変重く



受けとめております。私も、もう何回も、議会のたびにこういう損害賠償の報告をさせていただくということで、大変県民の皆様にも申しわけないと、こういうふうに思っております。今、警務部長から御報告させましたとおり、事故にはいろいろなものがございまして、10、90で、こちらが10というような過失責任のものもありますけれども、他方、その中で、やはりこちらのほうの過失の大きい事故も、現に幾つも発生しております。

そういうときに、非常に厳しく私ども個別には指導しますけれども、やはりこれだけ毎回毎回報告させていただくというのは県民の財産をお預かりする立場として大変申しわけないというふうに思っておりますので、今後しっかりと、自分の車である以上に、県民からお預かりしてる車だという強い認識を持って交通事故防止に努めるように、またさらに指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

**○徳重委員** 今、本部長がおっしゃったとおりでございます。車そのものが県民の財産というような立場もあります。そして、事故はお互いに100%防げるわけでないと思っておりますので、ある面、やむを得ないところはたくさんあると思うんです。少なくとも交通死亡事故ゼロという大きな見出しはよく警察署にあって、何カ月ゼロにしたとか、事故も少なくなったとかいうようなこともあります。できたら、ぜひ今後において、ひとつ各警察署で交通事故は、車両事故等については、うちの署は何カ月無事故だぞと、そういったような競走でもするぐらいの、前向きな、何か具体的な取り組みをしていただくとよくなるのかなというように気もいたしましたので、あえて申し上げたところでありますので、

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○山下委員** 私も文教に初めて来まして、事故がこんなにも多いのかということ、まず第一印象受けました。というのも、非常に昨今、特殊詐欺事件とかいろんな事件も多発してございまして、そのことによる出動回数ということも多いのかなという思いなんですけど、例年これぐらいの、1年間で何件ぐらい、事故っていうの発生してるものでしょうか。

**○水野警務部長** 職員の公務中の交通事故でございすけれども、25年中は99件でございす。26年中は、5月末の数字でございすけれども43件で、前年同期比ではちょうど同じぐらいの数になっているということでありす。

それから、24年の数字、ちょっとさかのぼりますけど、106件でございす。23年中が105件、22年中が101件ということで、大体100件前後発生してるのかなというふうに思ひます。

つけ加えて申し上げさせていただきますと、警察の車両は非常に警ら等でいろいろと回ること多いですし、当然緊急の走行も多うございす。一応仮の数字でございす。これで何か言いわけをするわけでございせんけども、我々県警の保有台数は約1,000台ほどございす。年間の稼働日数が、四輪車で申しますと延べで14万日ぐらいございす。また、走行距離に申し上げますと、四輪、二輪あわせまして1,000万キロメートル以上走っております。地球の260周分ぐらいを走ってるということございまして、当然事故の防止には気をつけないといけませんけども、やはりまた警らも必要でございまして、その両立をしっかりと図っていくために、我々も年2回ほど、事故を起こした人間に対しての教養をしっかりと行うといったこともやっております。事故防止にはしっかりと努めてまい

りますけれども、こういった事情についても御理解いただけるとありがたいなというふうに思います。

以上でございます。

○山下委員 大きな人身事故につながらないように気をつけていただきたいと思います。

○西村委員長 よろしいですか。

○押川委員 2番目の追突事故。239万3,572円ということでありまして、病院代とか事故の車の修理代ってということでありましたが、ちょっと内訳を聞かせてください。

○水野警務部長 内訳でございます。これ人身と物損、これ両方ございまして、人身損害部分が208万572円、物損の部分でございますが、31万3,000円となっております。

○押川委員 これ、病院はどのくらい通院されてるんでしょうか。

○水野警務部長 人身の部分の内訳ということで御報告申し上げますと、治療費が108万572円、通院費が5万9,340円、傷害慰謝料が94万660円でございます。

○押川委員 わかりました。現在の状況は、もう完治されてるということでよろしいんですか。

○水野警務部長 現在、この報告をさせていただくということは、先方との示談が済んで、損害賠償金も払ってということでございますので、一応全てが終結した格好になってるかというふうに思います。

○押川委員 白バイが追跡をされて、その後に追突というような事故でしょうから、こういった事故というのはこの年度の中で何回かあるんですか。特殊ということで、我々考えるんですけども。

○水野警務部長 白バイの交通事故ということで御指摘かと思っておりますので、そこで申し上げま

すと、過去5年でございますけれども、記録に残ってる限りの過去5年では、各1年に1件ぐらいずつです。平成22年1件、23年1件、24年に1件というような形になっております。

○押川委員 わかりました。車においては、もう修理程度ということで、買いかえとかそういうことはないってということでよろしいですね。

○水野警務部長 おっしゃるとおりかと思いません。

○押川委員 それから、3ページの一番下、ブレーキをかけ損ねて追突をして、相手方の車に17万8,000円の修理が発生したということでありますけれども、これは、現状はどういうところですか。下り坂だったのか、平たんではこういうことはないと思うんですが、どういう状況の中で追突が発生して、相手方の車をやったのか。

○西警務部参事官 平たんな道路ということであります。下り坂とかではなく、平たんな道路ということで、サイドブレーキが甘かったということでの事故でございますので、そういうことで御理解をお願いします。

○押川委員 平たんでちょっと考えられないんですけど、17万8,000円も修理をするような追突ってというのはどういう状況ですか、この車の損傷というやつは。

○水野警務部長 済みません。私もちょっと、手元にある資料で、定かではないですけれども——ワゴン車の後部、相手方車両ですけども、後部の左側でございます。牽引する際によく使う、カバーが外して取り出せるような、バンパーのところにございますが、そこが全部外れ、バンパー全体も擦過痕があるというような形でございます。全てそれを修理するということでございます。中身につきましては、どこまで損傷があるのかわからない部分もありますが、取

りかえ等が発生した場合にはこれぐらいの額はいくのかなというふうには思われます。

追加で申し上げますと、このうち修理代自体は13万円ということでございます。残りの4万8,000円は、修理をする際の代車の費用が入ったということだそうであります。

**○押川委員** わかりました。今回のこの損害賠償額を定めることについて説明していただいたんですが、先ほども徳重委員から出ましたけども、駐車場とか、あんまり考えられないようなところでの、防げるような状況の中だというふうに思うんです。そんなに慌てて違反者を追跡するような状況でもないでしょうから、できれば、先ほど本部長からもありましたけども、そういった体制の中で、慌てることなくしっかり対処されるということがやっぱり大事じゃないのかなというふうに思いますので、要望として、今後またよろしく願いをしておきたいと思えます。

以上です。

**○高橋委員** ちょっと念のため聞きますけど、200万を越すこの損害賠償で、白バイはナナハンですよ、750、排気量です。今違うんですか。

**○鳥井交通部長** 現在、最高が1,300ccです。

**○高橋委員** ちなみに、相手の車両は軽とか、そういうものじゃないですよ。むち打ちで、相当バイクでぶつからないとむち打ちにならないような気がするんですが。

**○水野警務部長** 相手方の車両の形状でございますが、セダン型の普通乗用自動車、排気量が3,450ccと、かなり大きなものでございます。

ちなみに申し上げますと、事故で双方の速度でございますけれども、職員が運転していた自動二輪者の速度が40キロで、相手方がゼロでと

まっていたという状況でございました。

**○高橋委員** いろいろ想像するところもありますけども、不可抗力の部分もありますよね。ついてない、いわゆる駐車場でドアあけたときに突風が吹いた。これはもうちょっととめようがなかった事故もあったなと思って聞いたところでした。

それで、先ほど年間100件前後あるっていうことでありましたけど、全てが損害賠償に該当する事故じゃないですよ。自損事故もあつたりするから、大体損害賠償に該当する事故っていうのは何件なんでしょう。

**○水野警務部長** 事故自体は、人身に及ぶような事故は各年度も10件前後であります。大体10件、11件、少ないときは8件というようになっております。

物損の事故が、大体各年で、過失割合が相手方に多い場合も含めましてですけれども、大体80件、90件前後でございます。

**○高橋委員** じゃ、先ほどの100件前後っていうのは損害賠償額が生じた件数っていうことですね。

**○西警務部参事官** 賠償を生じた件数は、平成25年度、これが23件で、24年度が9件、23年度が22件、22年度が16件、21年度が14件というような数字でございます。ですから、事故した全てが損害賠償したということではございません。

**○高橋委員** わかりました。

**○西村委員長** よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** ほかになければ、その他の報告事項に関する説明を求めます。

**○武田刑事部長** 特殊詐欺の現状と対策について御説明いたします。お手元の資料を見ていただきたいと思います。

まず、資料の説明の前に、特殊詐欺の手口類型と全国の特殊詐欺の現状を簡単に御説明させていただきますというように思います。

特殊詐欺の手口類型でありますけれども、これは、従来の「振り込め詐欺」と犯行の手口が非常に似てるということで、新たに「振り込め類似詐欺」、これをあわせた総称でございます。

振り込め詐欺は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺といった、この4つの手口類型があります。

また、振り込め類似詐欺といいますのは、あらかじめダイレクトメールを送りつけまして、社債とか株券の購入とか、あるいは事業への投資等を名目に現金をだまし取る金融商品等取引名目の詐欺というものがございます。また、パチンコ必勝法とかロト6当選情報などのうその情報を提供して現金をだまし取るギャンブル必勝情報提供名目の詐欺などの新たな手口の類型のことで、平成23年から、これらをあわせて「特殊詐欺」と総称しまして、全国の警察において捜査を強化しているところでございます。

それと、全国の特殊詐欺の現状でございますけれども、認知数が昨年で約1万2,000件、被害額は約490億円ということで、本年も認知件数、被害額とともに全国的に増加傾向にあって、大変厳しい状況でございます。

それでは、お手元の資料で御説明いたします。

まず、1の特殊詐欺の現状の(1)の県内の認知状況の推移の表についてでございます。平成21年以降、減少傾向にあったものの、全国の傾向と同じでありますけれども、平成24年から認知件数、被害額ともに増加に転じているところでございます。

次に、(2)の本年の県内の認知状況ですが、本年5月末現在で24件、1億9,349万円で、昨年

との同期の比較では、6件の1億100万円の増加というふうになっております。

特徴としまして、架空請求詐欺と融資保証金詐欺の認知件数が増加してまして、架空請求詐欺が6件で、昨年同期と比較して3件増加、融資保証金詐欺が5件で、同じく前年同期と比較しまして4件増加しています。

なお、架空請求詐欺の被害額については、本年5月に1億1,000万の被害を認知しましたことから、1億1,484万円と高額になっているところでございます。

次に、金融商品取引名目の詐欺とギャンブル必勝情報提供名目の詐欺が減少しているという特徴がございます。

本年5月末までに、両者とも3件認知しており、昨年同期と比較しまして、金融商品取引名目の詐欺が4件、ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺が3件、それぞれ減少しております。

また、被害者の中では、65歳以上の高齢被害者の割合が高いという特徴があります。本年5月末までの時点で、被害者24名のうち10名の約42%が65歳以上の高齢者でありまして、昨年引き続きまして、本年も高齢被害者の割合が高いという状況が続いているところでございます。

次に、被害金の交付形態では、宅配便やレターパックを利用した現金送付の割合が高い傾向を示しているという特徴がございます。

本年5月末までに被害金を宅配やレターパックで送金したのは、24件中8件で、全体の33%でありますけれども、昨年からATM振り込みにかわりまして、この宅配便利用が非常に多くなっています。

また、送付金額も1億5,440万円で、被害額の約8割を占めてるという状況でございます。

次に、(3)の県内の検挙の状況の推移につい

てであります。

県内の特殊詐欺の検挙につきましては、平成16年以降の検挙件数を表にしておりますけれども、昨年は54件を検挙したところでございます。

特殊詐欺事件の検挙につきましては、首謀者のほとんどが東京などの首都圏を拠点としまして、その配下に被害者に電話をかける、いわゆる「かけ子」と呼んでおりますけれども、あるいは現金を受け取りに行く「受け子」というような呼び方してるわけでありまして、こういった共犯者が多数介在することから、首謀者の検挙には長期間を要し、かつ非常に捜査も困難な状況となっているところでございます。

しかしながら、警察では、犯人グループが現金等の受け取り場所を指定した場合には、いわゆる「だまされたふり作戦」と呼んでいますけれども、これによって受け子を検挙して、首謀者の犯行につなげる捜査を展開するとともに、特殊詐欺事件の犯行ツールとして使用された預貯金口座や携帯電話等に関する行為を、いわゆる助長犯といいまして検挙しているというようなところでございます。

次に、(4)の本年の県内の検挙状況ですが、5月末現在で16件を検挙しており、内訳につきましては、通帳詐欺等を14件、受け子等の実行犯2件を検挙してるところでございます。

2の対策についてであります。

本県警察では、平成20年8月18日付で、警察本部長を長とする特殊詐欺撲滅総合対策推進本部を設置しまして、組織の総力を結集した各種対策を推進しているところでございますが、主な取り組みについて御説明をさせていただきたいと思っております。

(1)の広報啓発活動の推進であります。

特殊詐欺は、犯行の手口が日々、悪質・巧妙

化し、また、説明しましたとおり高齢者の被害が非常に多いことから、各種会合等における防犯講話あるいは市町村広報紙等を利用した広報啓発をしているほか、新たに発生した場合、その都度防犯メールあるいはマスコミ広報などを活用しまして、最近の犯行手口を交えながら繰り返しの注意喚起を実施しているところであります。

次の(2)の関係機関との連携についてであります。

まず、金融機関との連絡会議の開催につきましては、特殊詐欺の送金手段として、やはり金融機関等のATMと窓口の利用、これがまだまだ多い現状から、いわゆる「最後のとりで」というふうに位置づけまして、高額払い戻しをされる方、あるいは定期預金の解約をする方、こういった方に声かけをする実演訓練等をした、被害防止に向けた連携を強化しているところでございます。

次の宅配物取扱機関との連絡会議の開催につきましては、宅配便やレターパックによる被害金の送付が増加していますことから、宅配物取扱機関との連絡会議を本年5月、初めて開催したところであり、宅配による現金送付の防止対策について、内容物は現金ではないかというような声かけ、あるいはあらかじめ現金が入っていない確約書をとれないのかといった、こういった協議を行ったところでございます。

また、通信業者との連携につきましては、特殊詐欺の犯人グループが電話帳を用いて被害者方に電話をかけるケースが多いことから、NTT西日本の協力を得まして、電話帳に記載された高齢者世帯、ここを警察官が各戸に訪問して、その趣旨を丁寧に御説明して電話番号を削除してもらった取り組みを6月1日から実施している

ところでございます。

次に、(3)の犯行ツールの遮断対策の強化についてであります。

警察では、現実に犯行に使われた銀行等の口座あるいは携帯電話等につきましては、速やかに使用不能とするため、認知段階で金融機関に対する口座凍結あるいは携帯電話会社に対する携帯電話の契約者の確認や契約の解除を依頼して使用不能とする手続を行っているところでございます。

最後に、(4)の合同・共同捜査の推進についてでありますけれども、本県警察では、検挙した受け子被疑者から首都圏等で暗躍する首謀者を特定して検挙するため、事件が競合する都道府県警察と合同・共同の捜査を組みまして、検挙活動も強力に推進しているところでございます。

これら特殊事件は、人の信用につけ込んで、特に高齢者を狙うという、県民生活を脅かす非常に卑劣な、悪質な犯罪でございます。

今後とも、県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、官民一体となった未然防止対策の推進と徹底検挙に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

**○西村委員長** 以上で説明が終わりましたが、報告事項に対する質疑はございませんか。

**○徳重委員** 架空請求詐欺事件でございますが、この5月起こりまして、これ都城だったと思いますが、防げなかったもんかなと、何か方法があったんじゃないかなと。こんな多額の金が取られたことについて、普通は考えられないんだけど、警察で考えられて、犯人の検挙が難しいのか、あるいは防げた方法、どうだったらよかつたんじゃないかなというような、何かこうあるもんですか。非常に話題になってるもんですから。

**○武田刑事部長** 1名の方が1億円を超える被害ということで、非常に厳しく受けとめておるところでございます。

内容につきましては、5回に分けて振り込みをされているわけでありまして、名前申し上げませんが、金融機関等でおろしているわけでありまして、本人がしっかり信じ切っているというようなところがございまして、金融機関で声かけをしてもらったか等についてもまだ検証中でございます。最近の犯人の指示の中で、「おろすときには声かけられますよ。資産の整理、これをしたら、また再度積み直します。こういったことで引き出してください」とか、その他のところでは、「家の改築に使います」とか。そういったことを、いわゆるその対策まで教示してやっているというあくどさってということがございます。

そういった状況でございますけれども、これはどうにか防げなかったのかなと申しますのは、防犯メール、広報啓発、いろいろやっておりますけれども、やはりなかなかお一人お一人が自分のこととして捉えてるのかというところが一つ疑問にあります。先ほどちょっと御説明しましたけれども、高齢者世帯の方のところ、制服の警察官が手帳を見せながら丁寧に、削除することを目的というよりも、御説明しながら高齢者宅あるいは女性高齢者宅、こういったところ狙われてますよというようなことで、息子さんの名前にかえませんか、あるいは削除しませんか、こういったことを丁寧に説明して回っているわけでありまして。こうした中で、必ずしも独居高齢者世帯だけじゃなくて、高齢者を抱えていらっしゃるお宅、こういったところも回っておりますので、今は本当のお一人お一人のところを細かく、ほかの施策にあわせて回っているところ

でございます。それともう一つは、やはり地域で見守っていく。これは、ほかの全てがそうであるんでしょうけども、声かけをする、あるいは相談しやすい地域の体制をつくるとか、そういったことももっと進めていかななくてはならない、いわゆる高齢者の問題かなというふうに考えているところであります。

○徳重委員 5回にわたってということが非常に気になるんですが、5回、そういう電話、これは電話で来たんでしょうか。5回にもわたってそういう行為を行われたということ、同じ場所から同じ電話だったものんでしょうか。それとも相手方の電話は特定はできないわけですかね。携帯なのか、あるいは固定電話なのか、5回ということになるとそれなりの証拠が残ってるんじゃないかなという気がするんですが、いかがですか。

○武田刑事部長 現在、捜査中でございますので、細かいところは、ということでございますけども、まず、引き出したところは複数の銀行でございます。それと、これは固定電話に電話がかかっているというところでございます。大体犯行に使用された携帯は、3回線というのがわかっておりまして、また、これ追跡捜査中でございますので何ともお答えできない、そういった状況でございます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○高橋委員 地域で見守るということでそういう防止対策、おっしゃってましたけど、被害者の特徴、いわゆる日常生活の動向は分析されていないものか。というのが、隣近所のつき合いがないとか、例えば、高齢者クラブとか、いろんな地域で活動がありますよね。これだけ詐欺事件が話題になってるのに、そういう孤立してる方々がひょっとしたらこの被害に遭ってないか

な、今、やりとり聞きながら思ったものですが、そういった分析はされてないものですか。

○武田刑事部長 分析は、65歳以上のとかいうことで年代別ではさせていただいてるところではございます。行動パターンとかはちょっとデータはございませんけども、総じて言えるのは、やっぱり、このだまされた被害者の方の認識度、これは捜査員からの聞き取りによりますと、半数以上が振り込め詐欺という言葉、オレオレ詐欺とか知ってた。ただ、まさか私とその被害対象と知らなかったというこの認識の違いであります。したがって、今度も70、80代の方が、この1億1,000万は80代の方でございますけども、やはり御本人の認識の度合いもさることながら、家族とか親戚とか、こういった方たちの認識の度合い、これをやっていくべきだろうと。

そして、昨年、被害の阻止という数を出しております。昨年、約70件の約9,300万円を阻止しています。被害を未然に防止してます。ことしも5月末でございますけれども、既に45件の6,000万円を阻止しております。阻止した一番の声かけをしていただいたのは、第1番目が親族、親戚です。2番目が、非常に銀行の皆さん、金融機関の方、声かけしていただけてますけども、この機関ということでございますので、本人に認識していただくという活動とともに、そういったところにちょっと力を入れてやっていかないかなというふうに考えておるところでございます。

○高橋委員 今おっしゃってましたけど、いわゆるオレオレ詐欺知ってたというところ、悩ましいなと思いました。何かきっかけが、詐欺まがいのことがあったとき、すぐ相談する方が隣にいるとか、例えば、きのうもうち、回覧板回っ

てましたら、高齢者教室が毎月あつてるわけです。そこに行ってらっしゃる方はコミュニケーションがあつて、防止の、すぐそういう響きが来て、シャッターされるんじゃないかなつて思ったものだからそういうの聞いてみたんですけども、この後、教育委員会とかいろいろと意見交換もありますけど、そういった関係機関と、もっともっと連携をして啓発をするつていうことが大事なのかなと思つました。

あと1点、認知件数が24件で、5月末で検挙16件ですよ。今、捜査中でいろいろ頑張つてらっしゃると思うんですが、過去、認知件数があつて、検挙件数というのは差があると思うんです。これはもうしょうがない部分もあるんですけど、かなり解決されてない事件というものもあるんじゃないかなつて思つて。その数字を、もし手持ちにありましたら、件数と額面とか、過去まだ未解決の事件、この詐欺事件で。

**○武田刑事部長** 済みません、ちょっと細かい数字、今持つておりませんが、ただ、例えば今の1億のことについても、被害届を出した日に発生じゃありませんで、5回にわたつてますから過去半年ぐらい前から発生している事案でありますので、これはそれで発覚した。ところが、だまされてるのに、また、だまされたことに気づいてない、いわゆる潜在被害者がいるんじゃないかなつてということも心配してるところでございます。

そこで、相談件数から見ますと、昨年が1年間で約800件ほど、振り込め相談の件数がございました。ところが、ことしは、もう間もなく半年でございますけども、既に約500件の相談が来ておりますので、非常に意識が高かつたということとともに、暗数があるんじゃないかなつてところをちょっと懸念してるところでございます。

既に届け出があつている分については、単発ではなくて多分グループ犯行だろうということで、他県とも情報交換しながらやつてるところでございます。昨年も本県の振り込め詐欺をやつたら、高知県でも同じ手口がやつてまして、一緒にやつて、どうも出どころは東京都内にあつたということで検証含めて、突き上げ捜査をやつたところでございます。

そういったことで、捜査自体も非常に特殊だつていうようなところが言えるんじゃないかなつて思つてますけども、鋭意捜査を進めていきたいというふうに考えております。

**○西村委員長** 部長、今、捜査件数つていうのはわからないんですか。高橋委員の質問は……。

**○高橋委員** もう一遍整理しましょう。昨年までの認知件数が何件あつて、検挙件数が何件だよというのがわかると、大体イメージできるんですけど。

**○武田刑事部長** 昨年の発生は、そこにござつますとおつり50件を認知してござつまして、検挙は54件ということでございますけども、この54件の検挙数は、本犯が5名、あとは助長犯の検挙ということでございます。

**○白川警察本部長** 今ちょっと御説明、補足させていただきます。

平成25年は50件の認知、こういう事案があつたということで県警としては50件の特殊詐欺があつたということで認知してござつます。もちろん、この中、捜査中のものもありますので、今後うまく捜査がいつて捕まる者もあるかもしれませんが、一応50件と。

今、刑事部長が説明しました54件と申しますのは、私どもは検挙の中に、いわゆる助長犯罪というものも計上してござつます。助長犯罪と申しますのは、例えば仮名口座を売り買いするとか、



あるいは犯行に使う携帯電話の闇の売買みたいなものの検挙もこういうものに計上しております。ただし、5件は本犯を検挙ということでございましたので、これはまさに高橋委員の御質問にちょうど当たると思うんですけれども、いわゆる特殊詐欺をやった実行犯の検挙が5ということでありますので、50件認知して、去年の事件については5件の検挙ということだろうと思います。ことしも24件、5月末現在で認知しておりますが、この資料の1の(4)のイのところにありますとおり、実行犯というのを2件、検挙しておりますので、高橋委員の御質問に答えるとすれば、ことしは24件認知して、今のところ2件の検挙をしているというような御説明になろうかと思えます。

**○高橋委員** 今の説明でわかりましたけれども、じゃ、かなりの詐欺事件が未解決になってるっていうことの意味をいいんですよね。

**○白川警察本部長** 大変残念ではありますけれども、これは極めて分業化された組織犯罪だというふうに私たちは思っております、犯人グループのほとんどは首都圏にあります。

それで、今申し上げましたとおり、私ども捜査は、いかに犯人までとり着く、つまり追跡できるかっていうのが大変重要なんですけれども、この連中は、例えば携帯電話持ってますけれども、これも他人名義のものであったり、あるいは口座も、例えば多重債務者につくらせたような、口座が転々流通した上で、それが使われる。ですから、例えば口座とか電話番号から、その犯人に直ちになかなか行き着かないというような捜査上の隘路もございます。また、彼らは拠点というのを設けておまして、東京の都内が中心でありますけれども、そういうアジトみたいなところを頻繁に変える、あるいは

は電話をする者、それからお金を取りに行くもの、お互い接触がないようにして、共犯者が誰か容易にはわからないような仕組みになっているなど、非常に組織化、分業化された、まさに組織犯罪でございますので、非常に検挙は困難であろうかというふうに思います。

特に、宮崎におきましては、やはり、いわゆる受け子としてとりに来た連中を捕まえること以外は、なかなか首都圏で捜査を展開するというの非常に難しい。

ですから、私どもとしましては予防を、とにかく防ぐということに今、力を入れて働きかけをしておるところでございますけれども、高橋委員、先ほども御指摘があったとおり、なかなか県民、特に高齢者の一人一人にそういう広報の効果が行き渡ってないという現状も認識しております、ここが課題であろうというふうに思っております。

**○高橋委員** 被害に遭ったときに解決はなかなか困難だということ、本当、状況は物すごい深刻だということがよくわかりました。だから、本部長おっしゃったように、とにかく対策、被害に陥らないっていうことを県民が総ぐるみで理解をして、対策を練らないといかんということをしみじみ理解をしたところであります。わかりました。

**○西村委員長** ほかにないでしょうか。

**○押川委員** 認知件数が24年、25年と急速に上がってきたんですが、実行犯がいろんな手口で多くなってきているということでの理解でいいんですか、これは。

**○武田刑事部長** 23年から18件、20年には35件ということで、だんだん上がって金額も多くなっています。やはり特殊類似詐欺と、先ほど申し上げたとおり、ギャンブル必勝法でありますとか

金融商品、新たな手口ができたということでございます。

○押川委員 私、わからないんですが、それで高齢者が狙われる、先ほど、狙われてるっていう話でしたけども、そういうお金がない人は、幾ら電話したってもう対応できないわけですよ。だから、電話をかけながら、この人はお金があるとかいうことが、わかるんですか。ちょっとそこ、教えてください。

○武田刑事部長 相当数の電話かける中のヒットした人だというふうに考えているわけでありまして、そのときに一つの手口が、こんなのがございまして、「あなた、架空の口座ができてます。あなたの財産を守るために移します」というような電話があって、「どのくらい預貯金ありますか」というような聞き出しをしておるような手口はございます。

○押川委員 わかりました。そういうことでわかるわけですね。人間っていうのはやっぱり金目に欲というものが発するだろうと思えますから、人にはもうけさせたくない、自分はもうけようというような、そういうものがどこかにあるんですね。今、高橋委員からも出たように、みんなでそういったことの啓発というのを、これは全体でやっていかないと、なかなか防げないし、遭った被害者は、金は返ってこないわけですから、しっかり啓発をやっていくっていうことが大事ですね。しっかりお願いいたします。ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、その他で何かないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもつ

て警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時10分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

それでは、当委員会への報告事項等について、局長の説明を求めます。

○四本企業局長 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

さきの常任委員会、県内調査におきましては、西村委員長を初め、各委員の皆様には、緑のダム造成事業記念植樹地、それから一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を調査いただきまして、まことにありがとうございました。

企業局といたしましては、委員の皆様のご指導、御支援を賜りながら、今後とも事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、本日、御報告いたします項目につきまして説明をさせていただきます。お手元に配付しております委員会資料の目次をお開きください。企業局では、議案はございませんが、提出報告書関係が3件、その他報告事項が3件の合計6件でございます。

まず、1の提出報告書関係につきましては、「平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」「平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書」及び「平成25年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書」でございます。

これらは、平成25年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条及び同法施行令

第18条の2の規定によりまして報告するものがあります。

次に、2のその他報告事項でございますが、1件目は、国において検討が進められております電力システム改革の動向につきまして報告させていただきます。2件目は、企業局と西米良村で共同建設し、先週6月9日に運転開始式を行いました西米良村の「川の駅百菜屋」発電設備について報告させていただきます。最後に、3件目は、去る5月16日に、綾第二発電所で実施いたしました発電所施設見学ツアーについて報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○沼口総務課長** それでは、平成25年度宮崎県公営企業会計にかかわります予算繰り越しについて御説明を申し上げます。

お手元の平成26年6月定例県議会提出報告書の21ページでございます。青色のインデックスで別紙5と表示してあるところをごらんいただきたいと思っております。予算繰越計算書でございます。

まず、市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業でございます。

これは、市町村と共同で、マイクロ水力発電設備をモデル的に整備、運営をする事業でございます。西米良村の川の駅百菜屋に設置する発電機の納入などに不測の日数を要したことによりまして、予算の繰り越しを行ったものでございます。

平成25年度予算といたしましては、2,000万円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は962万7,000円で、繰越額は313万2,000円でございます。差額の724万1,000円は不

用額でございます。

なお、川の駅百菜屋の発電設備につきましては、先月になりますが、5月20日に工事を完了したところであります。

次に、ダム施設整備事業であります。

これは、祝子ダム、立花ダム及び綾南ダムにおきまして、ダム管理者である県土整備部が行う改良工事等に、企業局が事業費の一部を負担しているものでありますが、関連する業務に不測の日数を要するなど、県土整備部において予算の繰り越しを行う必要が生じたことから、企業局におきましても予算の繰り越しを行ったものであります。

平成25年度予算といたしましては、2億3,372万8,000円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は7,645万1,162円で、繰越額は3,613万9,000円でございます。差額の1億2,113万7,838円は不用額でございます。

なお、各ダムにおける全ての工事の完了は、来年の2月を予定してということでございます。

続きまして、23ページでございますが、青色インデックスで別紙6と表示しているところをごらんいただきたいと思っております。継続費繰越計算書でございます。

事業費では、綾第二発電所配電盤改良工事の繰り越しを行ったところでございます。

この工事は、綾第二発電所の発電機等に係る制御及び保護用配電盤が、前回の機器更新から24年を経過したということでございますので、全面的に更新を行うというものでございます。平成24年度から26年度までの3カ年の事業としておりまして、事業費につきましては、平成25年度から継続費を設定をいたしております。

事業費に係る継続費の総額は2,072万4,000円

でございます。平成25年度予算といたしましては、出来高等を考慮いたしまして1,240万2,000円を既存設備の撤去費用として計上しておりましたが、受注者から支払いの請求がなかったということから、その全額を繰り越しております。

なお、現在は、2号発電機及び所内関連盤の工場等での製作を行っているところでございます。当該工事の完了は、来年3月を予定しているところであります。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出では、綾第二発電所配電盤改良工事、新総合監視制御システム整備事業と綾北ダムマイクロ水力発電設備設置工事の計3件の繰り越しを行ったところであります。

表の1段目の綾第二発電所配電盤改良工事ですが、これは事業費の継続費繰り越しにて説明いたしました事業における資本的支出の繰り越しということでございます。

資本的支出に関します継続費の総額は4億9,450万9,000円で、平成25年度予算といたしましては、出来高等を考慮いたしまして、2億1,959万3,000円を新規設備の製作、据えつけ等の費用として計上をいたしておりましたが、平成24年度からの通次繰越額1億7,347万4,000円を含む3億9,306万7,000円を繰り越しております。

次に参りますが、表の2段目、新総合監視制御システム整備事業につきましては、企業局の全ての発電所と工業用水施設を集中監視制御しておりますシステムが経過年数が20年に達したということございまして、老朽化が進んでいることから、システムの更新を行いまして、機能の強化及び業務の効率化を図るもので、平成25年度から26年度までの2カ年の事業としており

ます。

継続費の総額は9億6,742万9,000円で、平成25年度予算といたしましては、出来高等を考慮して3億8,697万2,000円を計上しておりましたが、支払い義務発生額7,407万7,744円を差し引きました3億1,289万4,256円を今年度に繰り越したものであります。

なお、現在は、ソフトウェア及び機器の工場での製作を行っているところでありまして、当該工事の完了は、来年3月を予定しているところでございます。

次に、表の3段目綾北ダムマイクロ水力発電設備設置工事につきましては、綾北ダムの維持放流水を利用した最大出力25キロワットのマイクロ水力発電設備を設置するもので、平成25年度から26年度までの2カ年の事業といたしております。

継続費の総額は8,851万5,000円で、平成25年度予算といたしましては、出来高等を考慮して840万円を計上しておりましたが、支払い義務発生額510万円を差し引きました330万円を今年度に繰り越したものであります。

なお、現在は、水車発電機の工場での製作を行っているところでありまして、当該工事の完了は、来年1月を予定しているということでございます。

続きまして、平成25年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)に係る予算繰り越しについて御説明をいたします。

資料では25ページでございます。青色インデックスで別紙7と表示してあるところでございます。

工業用水道に係る継続費繰越計算書であります。今回繰り越しを行いましたのは、新総合監視制御システム整備事業でございます。これ

は、電気事業の継続費繰越計算書にて、先ほど御説明いたしました事業におきます工業用水道事業会計の負担額でございます。

継続費の総額は6,750万円で、平成25年度予算としては、出来高等を考慮して2,700万円を計上しておりましたが、支払い義務発生額303万4,256円を差し引きました2,396万5,744円を今年度に繰り越したものであります。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○西村委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○徳重委員 21ページです。ダム施設の施設整備事業ということですが、改良事業です。1億2,113万7,838円の不用額というのは、ちょっと余りにも、半分以上が不用額ということは、どういう予算っていうか、最初の計画っていうのか、なぜこうなったのか、ちょっと教えていただけますか。

○新穂工務課長 この事業は、県土整備部のほうでされてる事業ですので、詳細に説明し切れないところもあるかと思えますけれども、私どもの把握している範囲で申し上げますと、まず、この1億2,000万以上の不用額が出たという大きな原因は、国の補助事業ということで計画されたものが、国の補助金の内示額が少なかつたため工事ができなかったということでございます。実際は補正予算が後からつきまして、補正予算等で対応を県土整備部のほうではするということになっております。

○徳重委員 国の補助額が少なかつたというのは前もってわかる、申請時に当然何かこうあつてしかるべきと思うんです。こんなに倍を超す見積もりというか、国がそんなに低く出すものですか。おかしいんじゃないかなという気がす

るんですけど。

○図師技監(土木担当) まず、今回の、そこに計上しておりますダム施設整備事業、これにつきましては、祝子ダムですとか立花ダム、これのダムの改良事業でございますが、このダムは、いわゆる治水ダムと、それから発電ダムを兼ねている、いわゆる多目的ダムでございます。こういう多目的ダムの場合に、県土整備部と、それから発電を担当しております企業局がお金を出し合つて、それぞれの事業費を出し合つて一緒に改良するっていう事業でございます。そのうちの、いわゆる県土整備部が所管している部分、こちらのほうが補助事業になっておまして、今お話ししましたように、国からの補助事業が県の要求どおりつかなかつたということでございます。

県のほうとしましては、このダムの堰堤改良事業というのは結構お金もかかりますし、長期的な視野で3カ年計画、4カ年計画を立てて、それでやりたいということで国に要望するんですが、これは国の意向で何ともしようがないところでございますけれども、昨今、国土交通省のほうでは、例えば津波防災対策ですとか、あるいは橋梁とかの老朽化対策とか、こういったところに重点化が図られておまして、そちらに手厚い配分がなされた結果、こちらのほうへの配分が少なかつたものというふうに考えております。

○徳重委員 今おっしゃつたように、もう長期的なものです、ダム工事というのは。そうすると、3年計画というお話でしたが、ことは少なかつた。しかし、それはそれなりに理由があつて、国がそういう方向づけをしたと。ほかのものに回していったんだと。ならば、来年、再来年、またその分をプラスして補助金要望を出さ

れる予定ですか。

○**図師技監(土木担当)** 御指摘のとおり、ことしできなかつた分は来年に先送りということになってきます。

○**徳重委員** いいです。

○**西村委員長** ほかに。

○**山下委員** 同じく21ページなんですけど、市町村連携マイクロ水力です。これは当初から1カ所の予定になってる。どういう形で、募集をしたのか、その取り組みをちょっと教えてください。

○**新穂工務課長** 市町村との連携事業につきましては、一つの考え方としては、売電をする目的で、ある程度の規模ということで5キロワットぐらい。もう一つは、自家用の設備ということで小さいもの、1キロワットぐらい。こういったことを試験的につくろうということでスタートしております。

○**山下委員** それでは、市町村に募集をかけられた、提案された。今回は、先ほど西米良ということがありましたけど、1キロののですか、消費、そこの経過をちょっと教えて。どれぐらい申し込みがあったのか。5キロと1キロ。

○**新穂工務課長** こちらの事業につきましては、公募をしたということではなくて、前々からこういうところにつくりたいというような話がある中から、今言いましたように売電に検証ができるようなところ、それから自家用で使うのに適したところというのをこちらのほうで選別をして、こちらから話をしたというようなこととございます。したがって、募集ということをしておりませんので、何カ所ぐらいから希望があったかという点にはちょっとございません。

○**山下委員** 今は、実績があるんですか。今までの中で、何カ所ぐらいやってるのか。

○**平松開発企画監** 今まで調査した地点としましては、平成24年度に7市町村で39カ所調査しております。その中で、実証試験をするところとして、日之影の下小原発電所で行っております。平成25年度につきましては、5市町村で7地点の調査を行っております、その中で今、川の駅百菜屋の地点を実証試験事業ということで立ち上げたところでございます。

○**山下委員** もう一回、返りますけど、5キロってというのはできなかったってということですか。5キロ、売電用の試験は申し込みやらなかった。

○**新穂工務課長** 昨年度中に日之影町の下小原でつくったのが5キロでして、1キロというのは、この繰り越しで出てきておりますけども、昨年度中に完成し切れなかったものですから、ことし。

○**西村委員長** いいですか。

○**四本企業局長** 西米良の設備は非常に小規模な、何と申しますか、溪谷の流れみたいなのを利用した施設でございまして、その水力、落差とか水量から1キロぐらい——5キロっていうと、かなりまた大きい水量なりが要るということで、西米良のほうは1キロということになっております。

○**山下委員** 5キロは実際、もう、したと言ったね。前年度ね。ありがとうございます。

それでは、今後の課題ですけど、四十何カ所だったか、25年が5市町の中で調査地があるということだったんですが、今後の計画というのは、まだまだ普及というか、そこ辺の可能性の箇所というのはかなりあるもんですか。例えば、私も小水力は、以前、都城あたりも三股をひくくめてかなり調査をしたんですが、適用箇所というのはかなりあるような気がするんです。だから、例えば、農村社会の中で、今問題になっ

てますけど、野生の有害、鹿、イノシシ、猿、そういう水源を使って、有害の侵入を防ぐとか、また農村社会の中で今、燃費は上がってるんですけど、ハウスのモデルをつくるとか、以前私もいろいろ農政サイドと協議して検討したことがあったんですが、そういう構想というのは全然ないものでしょうか。取り組みとか。

**○新穂工務課長** 県内でいろいろ調査してるということは先ほども説明しましたけれども、なかなかいい地点が見つかってないというのが現状です。発電量というのはそこを流れてる水量と、それから落差がどれくらいあるかで決まるんですけれども、どうしても県内の場合、冬場になると水が流れなくなるというようなところが結構多くて、年間を通して発電ができる場所というのは非常に限られてきてるのが現状かなと。それが一つの課題だというふうに考えております。

ただ、去年やった日之影、それから西米良もそうですけども、農政水産部のほうと共同で、いい地点があれば、すぐ調査に行行って可能性を探るということは、これまでもやってきましたし、今後も引き続きやっていって、いいところがあれば、市町村なり土地改良区なりに、技術的な支援はやっていきたいというふうに考えております。

**○山下委員** よろしく申し上げます。

**○西村委員長** ほかにないようでしたら報告事項に移ってよろしいでしょうか。

それでは、報告事項に関する説明をお願いします。

**○喜田経営企画監** それでは、電力システム改革の動向について御説明いたします。委員会資料の1ページをお開きください。

まず、これまでの経緯でございます。平成24

年の2月から経済産業大臣の諮問機関であります総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会におきまして検討が重ねられまして、昨年の2月に報告書が取りまとめられました。

この報告をもとに、電力システム改革を3段階に分けて実施するという改革方針が閣議で決定されまして、昨年の11月に第1段階の「電気事業法の一部を改正する法律」が成立しております。また、先週6月11日には、第2段階の法律も国会のほうで成立したところでございます。

この改革の目的につきましては、まずは、電力の安定供給でありまして、次に、競争の促進による電気料金の抑制、3番目に、全ての需要家が電力の購入先を自由に選択できるようにすることや、他の業種から電気事業に容易に参入できるシステムを実現することによる事業機会の拡大というものが上げられております。

また、これらの目的を達成するために改革の3本柱が掲げられておりまして、最初が、広域系統運用の拡大、2つ目が小売及び発電の全面自由化、3つ目が法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保となっております。

これらの改革の進め方は、実施を3段階に分けて、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、必要な措置を講じながら改革を進めることとされております。

2ページをごらんください。このページで各段階ごとの改革の進め方を御説明させていただきます。

まず、第1段階の広域的運営推進機関の設立ではありますが、これは東日本大震災のときのような電力需給の逼迫時に、電力会社の供給区域を超えて広域的な電力のやりとりを行うために設立されるものでありまして、現在、平成27年

4月の設立に向けた準備が進められているところであります。

そのほか、第2段階や第3段階の実施時期など電力システム改革の段階的な実施に関するプログラム規定が定められたところでございます。

次の第2段階は、先週、法律が成立しました電気の小売業への参入の全面自由化でありまして、平成28年から実施が予定されているものでございます。

まず、小売参入の全面自由化でございますが、現在、自由化されておられません一般家庭など50キロワット未満の小口需要家も、九州電力のような地域の電力会社以外からも購入先を選べるように、電気の小売業への参入規制が撤廃されます。これに伴いまして、電気事業は発電・送配電・小売の3つの事業に再生されます。

次に、安定供給を確保するための措置としては、九州電力などの送配電部門が移行する一般送配電事業者に対して、周波数の維持、送配電網の建設・保守のほか、最終保障サービスや離島への料金平準化措置が義務づけられます。

次に、我々需要家を保護するための措置としては、当分の間の経過措置として、九州電力など現行の一般電気事業者に対し、家庭などの小口需要について、これまでどおり供給義務を課すとともに小売料金の規制を継続するものでございます。

次に、現行の一般電気事業者への卸売に関する規制の撤廃になりますが、これが、企業局に直接大きく関係する部分になります。企業局のような卸供給事業者や卸電気事業者が電力会社に電気を供給する場合、料金を総括原価とするなどの規制が撤廃されます。

最後は、電力システム改革の仕上げとなる段階の法的分離による送配電部門の中立性の一層

の確保、電気の小売料金の全面自由化であります。これは平成30年から32年をめどに実施されることになっております。まずは、法的な発電分離でございますが、現在、電力会社が1社で発電から送電、配電、小売まで一貫して実施している状況を改めまして、送配電部門を法的に別会社にし、ほかの発電事業者や小売事業者が公平に利用しやすくするものでございます。

次の小売料金の全面自由化は、先ほどの第2段階で、電気料金が値上げにならないように経過措置として残されていた家庭向けなどの小口需要に対する小売料金の規制を撤廃し、全ての電気料金を自由化するというものでございます。

ただし、競争が十分に進まずに需要家の利益を阻害するおそれがあるときは、実施時期を見直すことになっております。この第3段階の改正法案は、来年の通常国会に提出される予定になっております。

以上、電力システム改革の動向でございますが、いずれも企業局の今後の事業展開に大きく影響してまいりますので、これらの動向については、情報収集に努めまして、今後とも企業局が健全経営を維持できるように、的確に対処してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

**○平松開発企画監** それでは、私のほうから川の駅百菜屋発電設備設置について報告いたします。資料の3ページをごらんください。

1の概要にありますように、市町村と共同で、モデル的に整備・運営する市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業によりまして、日之影町に次いで、西米良村の川の駅百菜屋に発電設備を設置したものです。発電した電気は、百菜屋店内の照明などに利用されます。

2の設備概要といたしましては、最大出力は



1キロワット、最大使用水量は1秒間に17リットル、総落差は10メートルで、建設費としましては、企業局が、水車発電機等の設置費用として248万4,000円、西米良村が取水設備と配管等の費用で158万9,000円、合計で407万3,000円となっています。

3にありますとおり、先週6月9日に、押川委員にも御出席をいただきまして、西米良村とともに運転開始式を行ったところです。

4の今後の管理運営としましては、西米良村が行うこととしています。

なお、運用していく中で得られるデータやノウハウ、課題等を今後の市町村におけるマイクロ水力発電導入支援に生かしていきたいと考えております。

掲載しております左側の写真は取水設備で、右側が発電設備となっています。

以上でございます。

**○新穂工務課長** 私のほうから発電所施設見学ツアーについて報告いたします。資料の4ページをごらんください。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、企業局の事業をわかりやすく伝え、PRするとともに、水力発電所の仕組みやダム役割について理解を深めてもらい、環境保全に対する意識を高めてもらうことを目的に実施しているものであります。

発電所の見学ツアーは、平成11年度にスタートして以来、これまで延べ1,300人以上の見学者を受け入れております。

2の実施概要にありますように、社会科の授業の一環として行っておりまして、今年度の第1回目として5月16日に、綾小学校の3年生68名を対象に、綾第二発電所で開催いたしました。

また、施設見学の後は、発電所下流の河原で

稚魚の放流も行いました。

下の写真は、当日の様子ですが、好天にも恵まれ、稚魚放流では子供たちの喜ぶ声や楽しんでいる光景が見られました。

子供たちからは後日、「水車があんなに大きいとは思いませんでした」とか「電気が川の水からもできると初めて知って、とても勉強になりました」などの感想が寄せられ、短い時間ではありましたが、有意義な時間を持つことができました。

第2回目は、7月中旬に岩瀬川発電所で実施する予定となっております。

以上です。

**○西村委員長** その他の報告事項に関する説明が終わりました。

質疑はございませんか。

**○高橋委員** まず、電力システムの改革の動向の中の、第2段階の(4)、企業局に影響する部分で、今、総括原価方式で受け入れてるということ、それ撤廃ということは、今までの供給額が下がるってということが想定されるんですか。九電が、今、電気を買ってくれてるわけじゃないですか、いわゆる幾らという形で。それが下がる可能性があるということですか。

**○四本企業局長** 電力システム改革が目指しているのは電気料金を下げることなんで、そういう意味では今、総括原価方式によって高い電気をつくっている、売買してるということで、それを撤廃すれば低くなるだろうということです。

ただ、今、九州電力に対してうちの企業局は随契で売ってるわけですけども、これ一般競争入札が原則になるという話になっておりまして、そうすれば、あるいは高く売れるかもしれないっていうか、競争になって、うちの電気を買

うのが。だから、ちょっとその辺は低くなる可能性もあるし、しかし、そうとばかりも言い切れない。ちょっと予想がつかかねてるのが正直なところであります。

○高橋委員 ちょっと理解ができてない部分もあって申しわけないんですけど、今、定額で電気を買ってあげてるじゃないですか、32円でしたかね。例えば日南ダムに発電施設つくるでしょう。あれとも、連動するんですか。

○喜田経営企画監 電力システム改革の中としては連動はいたしますが、我々が電力会社に電気を売る際に、FITの、日南ダムであれば29円の定額で20年間売する方法と、あとは、九州電力と相対交渉で、その他の発電所のように売する方法と2通りございまして、日南ダムにつきましては、もう29円って国の認定をいただいておりますので、それで20年間は確保されます。その他の部分が国で今、総括原価でしか売れなかったものがそうではないということで、変動幅が大きくなるというようなことでございます。

○高橋委員 まだ不透明な部分があるから、ここでどうのこうのというのはできないわけですね。

それと1点、また気になる、家庭の電気です。ここも今と同じような理屈なんでしょうけど、ひょっとしたら需要の多いところは安くて、私の住んでるとこなんかは戸数も少ないし、高くなるとか、ひょっとしたらそんなことも考えられるんですよね。

○喜田経営企画監 完全に自由化してしましますと、おっしゃるとおり、町なか部は電気が安くて、離島部とか山の奥は高くなる可能性がございますので、この第2段階の案の2のところではちょっと触れておりますが、安定供給を確保するための措置のところでございます。最終保

障サービスもしくは離島への料金の平準化は、今度、送配電事業者、九州電力の今、送電設備とか配電線を持ってるところがそういうところには安くて供給する義務を課されておりますので、それ以上、高くなることはございません。

○高橋委員 電気料金は今後また変動する可能性が出てくるということで理解しました。わかりました。

○西村委員長 ほかに。

○中村委員 全面自由化といいながら、結局いろんなところが出てきたとしても、いわゆる今、立ってる電柱とか電線とかいうのは九電やってるわけで、そんなに、今言ったように、上がることはあるだろうけど、下がることはあることは考えられないわけです。というのは、自分で配線も電柱も立ててれば、それはやれるわけだけど、もともと基本にしくちゃならないのは九州電力のものを使わざるを得ないわけです。その辺のシステムというのはどうなっていくのかなと。データを私は見たんですけど、「えっ、これできるのか」と思った経緯があるんですけど、それどうされるおつもりなんですか。

○喜田経営企画監 おっしゃるとおりでございます。そのあたりを第3段階で、九州電力を完全に3つの会社に分割してしましまして、発電を専用にする会社、そういう送電線網を持つ会社、あと、小売をする会社として、小売をする会社はほかの、いろいろわさされておりますが、ソフトバンクとか参入すると言われております。その会社と同じ料金をその送配電会社に支払って、電気を発電所から家庭まで届けるような仕組みになる予定でございます。

○中村委員 わかりましたが、ということは、よほど安い値段で電気を出さないと、そういうシステムに金払うとなったら、やっぱりかかり

ますよね。だから、うたってる、この電力システムの改革のことも、そんなうまくいくのかな、まだまだ中身が大変だろうなって思ってるんですけど。

**○四本企業局長** おっしゃるところも考えられるところでございまして、欧米のほうで電力の小売自由化っていうのは先行してるわけですが、もちろんこれも価格を下げるということが当初の目的であったわけですが、ふたをあけてみると、あんまり実は下がらないというか、むしろ高くなる、ドイツだったでしょうか。一つは、例えば、我が国でもありますが、固定価格買い取り制度というのがかなり高く設定をされておりますので、これはどうしても料金を高くしてしまう。それから、御案内のとおり我が国で今、原子力発電所が全て稼働を停止しておりますので、全体的にコストは上がってる。したがって、この辺がどうなるかということによって、本当に、考えてるとおりのコストダウンになるのかどうかというのも、正直なところちょっと不透明な部分もあるかなっていうふうに思っています。ただ、国の設計というか、方針はこういうところがございます。

**○中村委員** 不透明な部分もあるでしょうから、いいです。

**○西村委員長** ほかにないでしょうか。

その前に、12時過ぎた場合、このまま継続してやることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○徳重委員** 直接、関係あるかどうかわかりませんが、ソーラーです。今の、太陽光設置がもういっぱいあって、買い取り制度ということでやってらっしゃるんですけど、設置はしても送電線が、量を受けられないと。そうすると、別に電線を引かないといかんということで、とても

その経費は太陽光設置する人はできないという状況になってるんだという話をよく聞くんですが、事実そういう状況なんですか。

**○新穂工務課長** あちこちでそういう話は聞きます。

実際、企業局のほうでも日南方面の送配電線というのは余り容量がなくて流せないということで、あそこに太陽光発電所の大きいのをつくると、やはり配電線を増強したり——線を太くするという事です——あるいは送電線あたりも、まだ改造しないといけなくなると、そういうような話は九電から聞いております。

**○徳重委員** 一つ、そうやってきますと送電、平成30年ということで、あと五、六年という期間で送電部分を分離されたときに、それを受ける会社っていうのは、ソフトバンクとおっしゃいましたけど、送電だけで採算がとれるようなことができるのかなと思っている、常識的にはできないんじゃないかなと思うんです。別に電柱を立てなければ、九電のに入れては横取りするようなことできないと思うんです。そういう理屈は成り立つんですか。ちょっとわからないけど。

**○喜田経営企画監** 委員おっしゃられたような懸念はございますことから、この送配電部門だけは、自由化された後も総括原価で必ずかかった費用は回収できるような仕組みが残されることになっております。我々小売が買うときは自由化されますが、その途中で送配電業者に払う託送料というのは、もう国が認可した料金で必ず原価を回収できる仕組みでございます。

**○西村委員長** ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** ないようでしたら、そのほかで何かないでしょうか。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時1分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず御礼を申し上げます。先に開催されました宮崎県高等学校総合体育大会の開会式に際しましては、西村委員長に御臨席を賜りました。さらに、みやざき県民総合スポーツ際の開会式に際しましては、押川副議長をはじめ、多くの皆様方に御臨席を賜りました。その他でもいろんな所で報告を受けていますが、学校とか教育関係のところには足を運んでいただいて、激励を賜り、心から感謝いたしております。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

ここからは、座ってご説明させていただきます。それでは、本日、御審議いただきます議案等について説明をさせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をおめくりいただいて、目次をごらんください。

御審議いただきます議案は、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」並びに報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の2件でございます。

また、その他の報告事項といたしましては、

宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第四期指定について御説明させていただきます。

このうち補正予算についてであります。委員資料、右側の1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方、太線で囲んでおります合計の欄に記載しておりますように、1,481万7,000円の増額補正をお願いしており、補正後の額は、一番右の数字1,079億8,125万7,000円です。

内容につきましては、表の右の端、補正内容の欄に記載しておりますが、「命や絆を大切にする」宮崎の道德教育充実事業など5件でございます。

私からの説明は以上ですが、引き続き関係課室長が説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○川越学校政策課長 学校政策課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

学校政策課の補正額としましては、514万5,000円の増額補正でありまして、補正後の額は、右から3列目にありますように7億3,922万4,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

63ページをお開きください。

（事項）学力向上推進費の323万1,000円の増額、説明欄の1の「命や絆を大切にする」宮崎の道德教育充実事業、2のグローバル人材育成のための英語指導強化支援事業、またその下の（事項）学校安全推進費の191万4,000円の増額、説明欄の1の「未来の防災へつなぐ」安全教育推進事業であります。詳細につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

で、ページをお開きください。

「命や絆を大切にする」宮崎の道德教育推進事業であります。

1の事業の目的・背景であります。口蹄疫や鳥インフルエンザなどの復興・発展に向けて、地域のきずなが改めて見直されている本県において、県民の体験したさまざまなエピソードや思いを風化させないためにも、これらを題材とした地域教材である「道德教育読み物資料集」を平成24年度作成しまして、県内全ての公立小・中学校及び高等学校に配布、活用することにより、豊かな心やふるさとへの愛着、地域課題に参画する意識や態度を育むものであります。

次に、2の事業の内容であります。道德教育の抜本的改善・充実を図るための(1)の文部科学省主催による推進協議会への参加、(2)の県教育委員会主催による推進協議会の開催、また県民の体験したさまざまなエピソードを題材とした道德教育読み物資料集を学校で活用するための(3)の県教育委員会主催による活用研修会を開催するものであります。

3の事業費及び主な補正理由であります。補正額は、123万1,000円を計上しています。

主な補正理由としましては、これらの事業の内容のうち、国の委託決定に伴い、(2)の県教育委員会主催による推進協議会の開催において、道德教育の抜本的改善・充実に関して、文部科学省からの公表する方針等の学校の管理職等に対する周知や道德に係る指導内容・方法等の改善に関する協議等の実施が事業内容に追加されましたことから、これに要する旅費等を増額するものであります。

4の事業期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間でございます。

次に、3ページをごらんください。

グローバル人材育成のための英語指導強化支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。グローバル社会で求められる英語力を育成するため、外部検定試験を利用して生徒の英語力を検証し、教職員の指導方法の改善を図るとともに、グローバル化に対応できる人材の育成を推進するため、高校生への留学支援を行うものであります。

次に、2の事業の内容であります。①の英語力の検証と指導・評価方法の改善につきましては、①のアにありますように、生徒の英語力の客観的把握と指導に活用するため、外部検定試験による英語力検証の実施や、イの英語力の評価方法を改善するため、英語を使って実際にどのようなことができるようになるのか、その能力を記述する学習到達目標(CAN-DOリスト)の作成と普及などを行うものであります。

また、(2)の高校生への留学支援につきましては、留学を希望する高校生に対し、渡航費用等を助成し支援するものであります。

3の事業費及び主な補正理由であります。補正額は、200万円を計上しています。

主な補正理由につきましては、これらの事業内容のうち、国の補助決定に伴い、(2)の高校生への留学支援におきまして、当初は、1年間の長期派遣に対する渡航費用等の助成を支援するものでありましたが、2週間以上1年未満の短期派遣に対する渡航費用等の支援が事業内容に追加されましたことから、これに要する補助金を増額するものであります。

4の事業期間は、平成24年度から平成26年度までの3カ年です。

次に、4ページをお開きください。

「未来の防災へつなぐ」安全教育推進事業で

あります。

1の事業の目的・背景でございますが、大規模災害に備え、津波災害における浸水想定地域の学校において、地域ぐるみの防災教育等を実践し、その実効性ある取り組みを県内全ての学校にも広げていくとともに、高校生に対する防災教育基礎講座や各学校の防災担当者に対する研修を開催することにより、将来の防災について考え、災害時に適切な行動ができる児童生徒の育成を図るものであります。

次に、2の事業の内容でございますが、(1)の組織的・体系的な防災教育の実践研究を推進するための防災教育推進校の指定や、(2)の高校生に災害時における適切な判断力と行動力を育成するための高校生防災教育基礎講座の開催、

(3)の教職員の防災に係る専門的知識や資質の向上を図るための防災教育指導者養成研修会を開催するものであります。

3の事業費及び主な補正理由でございますが、補正額は、191万4,000円を計上しています。

主な補正理由としましては、これらの事業内容のうち、国の委託決定に伴い、(1)の防災教育推進校の指定、(2)の高校生防災教育基礎講座において、事業内容に追加等が生じるものでありますが、(1)の防災教育推進校の指定につきましては、当初の指定5校に高鍋高等学校が加わり、指定6校において①の防災教育の実践研究に取り組むものであります。

②の学校防災連絡協議会につきましては、県教育委員会や防災教育推進校間で、組織的・体系的な防災教育の実践研究を推進するための連絡協議会の開催、④の被災地ボランティアにつきましては、県教育委員会や防災教育推進校の担当教職員及び代表生徒の被災地派遣によるボランティア活動の実施、また(2)の高校生防

災教育基礎講座につきましては、各校からの参加生徒数の増員など、これらに要する旅費や需用費等を増額するものであります。

4の事業期間は、平成26年度から平成27年度までの2年間でございます。

説明は、以上でございます。

**○坂元特別支援教育室長** 特別支援教育室の補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

資料を戻りまして、歳出予算説明資料、特別支援教育室のインデックスのところ、65ページをお願いいたします。

特別支援教育室の補正額といたしましては、750万6,000円の増額補正でございまして、補正後の額は、右から3列目にありますように、2億479万6,000円となります。

それでは、その主な内容につきまして御説明を申し上げます。

同じ資料の67ページをお願いいたします。

(事項) 特別支援教育振興費の750万6,000円の増額でございますが、内容といたしましては、説明の欄にありますとおり、1の新規事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、別の資料になります常任委員会資料で御説明申し上げます。常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

新規事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」について御説明を申し上げます。

本事業は、障がいのある生徒の就労支援等の充実に目的とする文部科学省の公募事業でありまして、全国28都道府県の一つとして採択を受けたものであります。

1の事業の目的・背景でございますが、特別支援学校の高等部におきまして、キャリア教育・就労支援を充実させる実践的な取り組みを通

して、企業等への就労を支援し、職業的自立を促進することを目的としております。

2の事業内容でございますが、3つの内容を実施いたします。

(1)の特別支援学校チャレンジ検定(メンテナンス)の充実ですが、これは、教育委員会認定の「技能検定」の充実を図るものでございます。

技能検定とは、特別支援学校の職業の能力を客観的に評価し、企業への理解を促し、就職へとつなげるために行う教育委員会で独自に開発した認定資格でございます。

昨年度は、どの企業でも必要とされるメンテナンス、いわゆる清掃作業について、認定資格を開発し、検定を実施したところでございます。

今年度は、①のとおり、その検定内容等のさらなる充実を図るため、作業部会の開催や県内4つの地区ブロックにおいて検定を実施するとともに、②のとおり、関係企業等と連携いたしまして、担当教員を対象とした指導者研修会を実施いたします。

次に、(2)の特別支援学校就労スキルアップ実習の実施であります。高等部生徒が専門的な技術指導や助言を受け、より高い職業技術を身につけるため、企業等において20日間のインターンシップを全ての特別支援学校で行うものであります。

次に、(3)の特別支援学校チャレンジ雇用の実施であります。特別支援学校2校のモデル校におきまして、模擬事業所を立ち上げ、各学校1名、非常勤職員として就労支援アドバイザーを配置し、その指導のもと、1校当たり2名の卒業生を雇用し、1日4時間、年間150日間を勤務とする特別支援学校チャレンジ雇用を実施するとともに、就労等に必要な技能等を身につ

けるための就労支援指導モデルを構築し、その成果を他の特別支援学校に広めるものでございます。

3の事業費は、750万6,000円であり、全額、国庫支出金でございます。

4の事業期間は、今年度の1年間であります。

以上の取り組みによりまして、5の事業効果に示すとおり、就労に向けた職業技能の向上、企業就労への適切な移行支援、職業的自立に向けたキャリア教育の充実が図られるものと考えております。

御説明は、以上であります。よろしくお願いたします。

○大西文化財課長 文化財課の補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

資料をお戻りいただきたいと思っております。平成26年度歳出予算説明資料でございます。

文化財課、青いインデックスのところなんです。69ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で、216万6,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、6億5,863万2,000円となります。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

次のページをお開きください。71ページでございます。

(事項)文化財保護顕彰費の216万6,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、説明欄にありますとおり、新規事業1の「名勝に関する調査研究事業」でございます。

事業の詳細につきましては、お手元の文教警察企業常任委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

常任委員会資料をお願いいたします。6ページをお開きください。

新規事業「名勝に関する調査研究事業」についてであります。

1の事業の目的及び背景についてであります。本県には、数多くの神話や伝承のほか、それらにちなんだ伝統文化やゆかりの地などが、県内各地に残されております。

県では、それらの文化的資源などに光を当て、地域の活性化などを図る記紀編さん1300年記念事業を展開しているところであります。

そこで、日向神話の舞台に関する文献等の調査や現地調査などを行いまして、本県にございます神話の舞台が、国の名勝地として指定・登録を受けるために必要な基礎資料を集約いたしまして、未指定・未登録の名勝地の指定及び保護を図るものであります。

2の事業の内容であります。日向神話の舞台となりました、県内の山々や海に関する絵図・地誌・文献等の調査を行い、名勝地としての価値づけを検討し、最終年度に報告書を作成することとしております。

3の事業費につきましては、216万6,000円でございます。全額、国庫支出金となっております。

4の事業期間であります。平成26年度・27年度の2カ年を予定しております。

5の事業効果といたしましては、この調査事業により、新たな国指定となり得ます名勝地の特定につながりますとともに、神話の舞台となりました場所の国指定が実現すれば、子供たちや県民の方々の郷土愛の醸成が期待できるものと思っております。

また、神話の舞台に文化財的価値が加わることで、観光地の活性化や新たな観光地の発掘な

ど、地域振興につながり、ひいては、名勝地の保護・保存が一層図られるものと考えております。

説明は、以上であります。

○西田教職員課長 教職員課関係につきまして、御説明を申し上げます。

お手元にあります別冊の平成26年度6月定例県議会提出議案をお願いいたします。

報告第1号のインデックスのところ、43ページの専決処分の承認を求めることについてというところであります。

平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)でございますが、その内容につきましては、49ページをお開きください。

そのページの下から2番目の教育費の欄であります。

教育総務費につきましては、平成25年度中の退職者数及び退職手当支給額が確定したことに伴いまして、5億692万3,000円の減額補正を行ったところでございます。

その主な要因は、勸奨退職者数の見込みを下回ったことによるものでございます。

以上でございます。

○西村委員長 以上で、議案に関する執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○徳重委員 グローバル人材育成のための英語指導強化支援事業について、高校生の留学支援ということで、短期派遣が計画されたということでございますが、大体何人なのか、どれぐらい予定されているのかということと、どこの国を想定されているのか、ちょっとお聞きします。

○川越学校政策課長 今回の補正予算に限って言いますと、10万円の補助を10人、そして出発する時期が2コースほどございますので、2



プログラムということで200万という形になります。

留学先につきましては、本人の希望が重点です。こちらからこちらの国を指定することにはなりません。

以上です。

**○徳重委員** 本人に選ばせるということですが、英語を母国語としている国というのは、近くにも、東南アジアにもかなりあるのではないかなという気がするわけです。アメリカ、あるいはヨーロッパいろいろあるでしょうが、どこの国がいいとかいうことはよくわかりません。できたら近くに、経費がかからないところを選ぶというのも一つの方法かなと思いますが、どんな考え方ですか。

**○川越学校政策課長** 今回の補正予算につきまして、基本1年間の留学というのが昨年度までの中にあるんですが、ことしもその1年間の留学というのがございますけれども、5名の人数から3名という形に1年間は減りました。これにつきましては、費用も30万というのがあるんですが、今回の補正予算につきましては、3カ月以上1年未満という形の留学でございます。

今、決定はしておりませんが、希望で出ているところで、訪問したいという国は、フィリピンを想定しているようでございます。

以上であります。

**○徳重委員** その場合は、生徒は、留学の1年は、どういう形になるんですか。生徒の身分というのは、一応休学みたいな形になるわけですかね。

**○川越学校政策課長** 3カ月以上1年未満という分については、恐らく学校が指定をしているのであれば、それを単位として認めるというようなことがあると思いますが、基本1年間の留

学ということで例を申し上げますと、許可をするのは、学校長が許可をいたします。校長が許可をした場合、留学を許可された生徒につきましては、外国の高等学校における履修を高等学校の履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができるという規定がございます。

例えば1年間留学をした場合に、大体、各高校の場合だと34単位が1年間の履修単位であり、最高36単位を超えない範囲で留学をします。昔だと留年をする形での留学がほとんどだったんですが、今はその留年をしない形で戻ってこれるという、留学をしたい生徒には非常にありがたい制度になっております。

**○徳重委員** わかりました。

**○高橋委員** ちょっと今のに関連して、再度確認しますが、その留学支援、10万円掛ける10人の2プログラムで200万円とおっしゃいましたね。ということは、この補正の200万は、全てこの高校生留学支援が目的になるのでしょうか。事業内容がいろいろとありますから、この部分には、予算でできるんだわという意味でされるのでしょうか。

**○川越学校政策課長** 今、議員がおっしゃったとおり、10万円の10人、そして時期を2プログラムというふうな形にしておりますので、合計200万という形で補正予算を出しております。

**○高橋委員** この事業を理解するためにお聞きします。英語指導強化支援、いわゆる子供たちが英語力が高まるということなんでしょうけど、説明を聞く限りでは、一部の人の英語力になるような気がして、ちょっと私も懸念を申し上げます。この事業は、宮崎県内の進学校になるのか、普通科になるのか、それとも特別の、例えばサイエンスとかいった学科に特定される

のか、その辺の限定があるのか。

それと、2年間の事業じゃないですか。だからある意味、本当に宮崎の高校生の英語力を高めるためには、この留学支援がいいかどうかは別にして、事業内容(1)の①と②ですか、このところでそれが補えるのかどうかですね。何かその辺がいま一つ、聞いていてびんとこない部分がありますから、何かその辺がありましたら。

**○川越学校政策課長** 基本は、グローバル化社会に対応するための教育に向けて、各高校、県立のみならず私立も含めてこれは広げております。

高校生の留学支援につきましては、国庫支出金の200万円ということで、文科省からの支援になっております。

今議員がおっしゃったように、どう学校に広げていくのかということを含めまして、実は、これは選考を、各学校または学校単位で出てきた場合には、各学校の単位で出てきた内容を審議いたしまして決定をするという形にしております。実際問題としては、これは、生徒のように、生徒という形になっていますけど、各学校で出てくるという形で今のところは考えております。

**○高橋委員** 同じことを繰り返しになるかもしれませんが、宮崎県における高校生の英語力の底上げではなくて、一部の人の優秀な方々の英語力をもっと高めようというのが狙いなのかなと、そういうふうにこうちょっとうがった聞き方をしましたけど、そういうような受け取り方をせざるを得ないんですけれども。

**○川越学校政策課長** なかなか今まで留学をしたい、またはそれに向けて動けなかった部分の外向きの生徒を育成するというのも含めてで

すけれども、海外になかなか行きにくい状況の中で、後押しをしていくという支援として捉えていただくといいかなというふうに思っております。

先ほど、これは、国費の枠組みの部分だけの短期留学の追加になりますので、その部分のみを今回追加することになっております。

**○高橋委員** 公がする事業として、私は、幅広く底上げをする事業のほうがいいのかなという思いでお話をしました。

**○川越学校政策課長** ありがとうございます。留学をした生徒たちが、当然こちらに戻ってきますので、その生徒たちを含めた広がり、またはそのよさをどう広げていくかということにつきましても、幅広くそこら辺のところは検討していきたいというふうに思っております。

**○高橋委員** こういう留学支援も留学支援としていいんでしょうけれども、先ほど言いましたように、学校全体に、高校生全体に英語力がしっかりといくような事業も取り組んでほしいなと思います。

**○西村委員長** ちょっと水かけ論になっているんですけど、ほかの事業はあるわけでしょう。今回は、補正のこの部分だけでしょう。それをしっかり説明してください。

**○川越学校政策課長** 話の中で高校生の留学支援ということもございますけれども、(1)の事業の内容の部分も含めまして、生徒の学力、客観的把握の指導評価方法の改善も含めて、200万の予算を当初予算で事業に取り組むことにしております。

**○高橋委員** 次の事業についてまたお尋ねしますけれども、4ページの「未来の防災へつなぐ」安全教育推進事業ですが、追加があった高校というのは、海岸端に近いからということで追加

されたんだろうというふうにお察ししました。

それで、事業の(2)に、いわゆる県立高等学校及び中等教育学校の各校代表生徒の4名を対象にして、基礎講座をするということではないですか。

それで、4名を対象にするというのは、この4名が、その後に何か任務が与えられるということなんでしょうか。学校全体にこのことはしっかりと定着しないといけないわけですから、その辺をもう少し説明をしてください。

**○川越学校政策課長** 高校生の防災教育基礎講座につきましては、各高等学校より、生徒4名、生徒会担当教職員の1名を対象にしまして、県内3地区、中央地区、県南地区、県北地区で開催をします。

中身については、防災に関する知識の習得はもちろんですが、適切な判断・行動力の育成、安全活動の参画など、防災に関する実践的な態度の育成と意識の高揚を図るように、専門家と連携をとりながら講座や演習を行うものがございます。

この講座を受講した生徒が中心となりまして、各学校において、特に生徒会活動を中心にしながら、ボランティア活動の推進とか、生徒会活動の充実を図るものとしての目的でございます。

**○高橋委員** わかりました。引き続き、5ページのキャリア教育・就労支援等の充実事業についてお尋ねしますが、事業内容の(3)で、特別支援学校チャレンジ雇用ってありますけど、1校当たり2名の卒業生を雇用しますよということになりますよね。これは期間限定でしょうから、その後のこの子供たちの育成が心配なんですけれども、何かそういうところはちゃんとあるんでしょうかね。

**○坂元特別支援教育室長** 何らかの理由で離職

した卒業生2名を、事業所として特別支援学校の中に2校のモデル校を設置して、150日間の雇用をするんですが、それが切れて、またそのまま離職の状態に陥ることは、やっぱり非常によくないというふうに感じております。

その150日間の中には、校外でのいわゆる企業への職場体験学習等も通していきながら、再度学び直しという形で、その子供たちが150日間のチャレンジの雇用をした後でも、企業に勤められるような、就労できるような支援をその後もやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○高橋委員** おっしゃるように、ここで雇用することによって、次なる職業機会が得られるように力をつけてあげるよということなんでしょうね。わかりました。

それと私、知らなくて、本当にこれは申しわけないんですが、独自認定資格ですけど、いわゆるメンテナンス技能検定、これは言わばローカルな検定なわけでしょう。教育委員会独自のやつですから。これは、お墨つきが与えられるぐらいのそういうものなんですね。

**○坂元特別支援教育室長** よく比較されるのが、アビリンピックの検定というのがございますけれども、あれは、国のほうであるものなんですけど、それを少し参考にいたしまして、宮崎県教委が認定した資格というのを昨年度につくりました。

1級から10級までありまして、1級がすばらしいという形になりますけれども、その中で、できればこれを、こういうことを県教育委員会はやっていきますよ、そして1級や2級をとった子供たちは、非常にメンテナンスの力がある子供さんなんですよというのを、今後いろんな企業に啓発をしていきまして、これを広く周知さ

せまして、それなりの格といいましようか、そういうものにもっていければいいがなというふうに考えているところです。

以上です。

○高橋委員 あと一点、ごめんなさい。もう終わりますが、名勝に関する調査研究事業で、いわゆる未指定・未登録の名勝地のことですよ。まだあるんだなという思いで今説明を聞いておったんですけど、そういったところは、もうある程度模索されているということで、理解してよろしいのでしょうか。

○大西文化財課長 今、国の指定をされています名勝地につきましては、県内で4件しかございません。それも戦前の指定でございます。ぜひこの機会に、また新たな名勝地としての価値づけを行いたいと思っているところでございます。

○高橋委員 今、明らかにされないんであれば、それではないんでしょうけど、例えばこういったところに実はあるんですとか、今、申し上げることができれば、教えてください。

○大西文化財課長 これは、今から調査をすることになりますので、なかなか言いづらいところがあるんですけど、例えば、神話との絡みがあります名勝地として私たちがぱっと思いつくのは、例えば、海幸彦・山幸彦の青島とか、それから、ウガヤフキアエズノミコトのゆかりがあります鶴戸神宮とか。そういうところは、ぱっと思いつくんですけども、そういうのを今から県内各地を調べさせていただいて、より充実したリストをつくって、文化庁のほうに報告したいと思っております。

○高橋委員 今、例を挙げてくださってよくわかるんですけど、名勝というのは、非常に選定されるのにハードルが高いんでしょうね。だから、

今例えば鶴戸神宮とか青島とか、なるほどというふうに思いました。そういうところは、多分宮崎県内は結構あると思いますね。ぜひよろしくお願いいたします。

○押川委員 今に関連しますけれども、これは、市町村あたりとの連携とか、そういったものは、全く考えていらっしやらないんですか。

○大西文化財課長 調査の方法を2通り考えておりまして、一つは、私どものほうで委員会を設置しまして、その委員会の方々から助言等をいただいて調査をする方法と、それからもう一つは、市町村にも当然お願いしまして、いわゆるゆかりがあるようなところを御報告をいただくという2通りを考えております。

○押川委員 ありがとうございます。調査をされる方の人数というのは、大体決まっているんですか。

○大西文化財課長 具体的な調査につきましては、そういう専門の会社に委託しようと思っております。

○押川委員 その委託費用というのが、この事業費ということでもいいんですかね。

○大西文化財課長 事業費の内訳といたしましては、今のところ、委託費を162万円ほど考えております。残りは、委員会の報償費とか旅費等を考えております。

○押川委員 わかりました。それから2ページに返りますけれども、「命や絆を大切にする」宮崎の道徳教育充実事業の中で、「道徳教育読み物資料集」ということで平成24年に作成されたということですが、これは、どのくらい作成されて、どのようなものなのかということをちょっと説明をしてください。

○川崎学校支援監 ここに実際、見本を本物を持ってきていますけれども、命や絆を大切にす

る宮崎県道徳教育読み物資料ということで、これは、県内全ての小中学校に配布しております。

冊数としましては、各学校に届けてありますので、生徒全員分というわけではございませんけれども、全ての学校で活用できるように配布したところでございます。

○川越学校政策課長 追加します。高校につきましても、1学年、この資料集を配布してございます。また、特別支援学校につきましても配布しております。

○押川委員 この冊子をどのような形で道徳という授業の中で実施されているのか、具体的にちょっと教えてください。

○川崎学校支援監 この資料につきましては、昨年度から重点的に各学校で活用していただくようお願いしておりますので、主に、小中学校であれば道徳の時間ですね、この時間を中心に。ただ、道徳といいますのは、全教育活動を通じてやっております、道徳性の育成に努めておりますので、そういった時間にも活用できるように編集してございます。

○押川委員 それで、書いてあるとおり、それがしっかりその子供たちのこの郷土愛とか、そういう形の中で定着、愛着をすることが狙いでしょうから、これはしっかりその中でやっていただくということでお願いをしておきたいと思えます。

それから、我々この委員に、それを1冊ずついただくことはできないでしょうか。

○川崎学校支援監 予備があると思えますので、確認してお届けしたいと思えます。

○押川委員 お願いをしておきたいと思えます。以上です。

○中村委員 それでは、グローバル人材育成のための英語力指導強化支援事業にも関連がある

んですが。この前、「クローズアップ現代」でしたかね、あれを見ていましたら、子供の数がなくなつたからもあるんでしょうが、留学が非常に、留学もあるんですけど、留学に来る外国からの人材が極端に少なくなつていて。

というのは、韓国を引き合いに出して、韓国は、国を挙げて留学生を募集して、そして国のためにいっぱい来てくれる人を募集して、そしてまた帰っていただいて、また出てくると。統計をとってみると、韓国に負けて、日本に行きたいという留学生が少なくなつたというふうな話をしていましたね。

だから、ここで留学生に対していろいろ支援がありますが、教育長は、留学に行くほうと留学を受けるほうと、このバランスをどのようにお考えになっていらっしゃるか、お聞きしたい。

○飛田教育長 日本の国が世界の中でいろんなことができるためには、行く分も必要だろうし、理解してもらうことも必要だろうと。それは、必ずしも留学でなくても、観光でもいいだろうし、それがやっぱり大きく崩れているということは、いかがなものかなと思えますし、日本の応援団を世界中につくるということを考えたら、ぜひ日本に留学をしてくださる方がふえてほしいと思えます。

私も少ない経験ですが、外国に何度か行っていますが、やっぱり日本っていう国は極めて特殊な国だと。いい意味において特別な国だと思えます。

サッカーのサポーターの話がきのうからきょう、新聞に出ていましたが、災害の中でも、宮崎県の新燃岳とかいろんなときもそうでしたが、例えば東日本大震災のときに、あれだけ整然と日本の国民は動いた。この前のバレンタインデー、2月14日の大雪のときもそうでしたけど、

そういうよさっていうのは、実際に日本に足を運んでもらえないとわからないんでないかと。報道だけでは。そういう意味では、ぜひふやすような手だてを国を挙げて取り組んでいただくとありがたいなと思います。

以上です。

**○中村委員** 先ほど高橋議員が言われたんですが、優秀な生徒をグローバルに行かせるのかというような意味のことだったと思います。一般的な人でも行けるようにすべきだという話だったんですが、そのためにも、できれば外国からも余計来てもらって、英語教育をもっと充実させれば、出ていくほうも、来てくれるほうも、とんとんになって非常にうまくいくのかな。

ただ、やっぱり今の日本では、英語教育が小さいときからやっていないので、韓国に比べて非常に英語教育が落ちると言われていますが、そういったあたりを宮崎県で、スーパーグローバルハイスクールあたりも今度指定されたわけですから、そういうのを踏まえた上で、宮崎県が積極的に留学させたり、留学を受けたりする先進県になっていただきたいなと思うんです。それについてどうお考えでしょうか。

**○飛田教育長** スーパーグローバルハイスクールのことも御紹介をいただいて、非常に感謝をしているところですが、実は、委員がおっしゃったように、やっぱりそれは非常に大事にすべきことで、こだわるべきことだと思います。

さっき課長が説明をいたしましたように、重なりますが、常任委員会資料の3ページを見ていただくと、(1)に英語力の検証と指導評価方法の改善という欄を設けています。これをまず何よりやりたいということで、最初の事業として組みました。これは、全体的に宮崎県の子供たちの底上げをしたいということでもあります。

それから、どう言ったらいいかちょっと迷いますが、国費でとれるところは、とってこようと思いました。スーパーグローバルハイスクールもかなりの競争でしたけど、私自身が文科省に行って、どういう作戦だったかとれるかということ課長とか、ほかからいろいろ聞きました。

そして、学校の担当を通じて指導して、今回の留学支援の分がまた追加してくれるといたら、じゃあそれもとってこよう。で、国の財源もできる限り利用して全体の底上げも図りたいし、それから特別にまた帰ってきて広げるようなリーダーとなるような子供を広げたい。五ヶ瀬がスーパーグローバルハイスクールになりましたが、あの手法もほかの学校にも広げたい。ですから、全部を一律に上げていく分、それから特別に子供たち、あるいは特別な指導者をつくって、それを還元する部分、両方をやっていくことが大切だと思います。

それから、ちょっと長くなりましたけど、こちらに来た人がいい影響を与えるだろうというのは、もう本当につくづく私はそれを思ったのは、ALT、英語の指導助手が来ていますが、現場におるときに、彼らと生徒指導上のあり方だとかいろいろ議論をしました。そうすると、やっぱり日本人の感覚と外国人の感覚というのは、大分違うなということを実感として思いました。

ですから、そういう方がふえることができれば、また子供たちの英語もあるし、異文化理解ということもふえるだろう。財源はありますが、いろんな形で予算獲得に今後も努めて、そういうことを推進していきたいと考えております。

**○中村委員** 一般質問の中で、スーパーグローバルハイスクールについての的確にお答えをいただいたんですが、残念なことに河野知事が、質

問を最後にして、じゃあ私も一言とおっしゃるかと思ったんですね。知事が。何もなかったですね。あれ松形知事だったらあったでしょうね。これが非常に残念で仕方なくて、ああこれだけ教育長が張り切っているのに、あの辺があんまり意気込みを示さないことに非常に抵抗を感じたところでした。これは、意見ですから何も言われなくて結構ですが。

それから、「未来の防災へつなぐ」安全教育推進事業ですが、ここでもいろいろされるんでしょうけれども、きょう昼のテレビを見ていましたら、宮崎公立大学が、防災士について15時間と言っていましたかね、教育をして、そして資格をとっていただきたいと。それについては、一般の方々もその中にどうぞというようなことを言っていたんですが、その点を問い合わせてみたんですけれども、15単位でしたか、15時間だったかちょっと忘れましたが、それを教育したいと。それで必ず合格してほしいというふうなことでありました。

そういった意味を考えると、大学生であろうと、高校生であろうと、防災については違わないと思うんですが、僕はやっぱり優秀な高校生あたりを、防災士の資格をとらせるようなことをしたらどうかなと思います。

というのは、私も2年前、3年前なのかな、防災士を一応受けまして、私ぐらいのレベルでも通るんですから、必ずや合格されるだろうと思うんですね。この前、一生懸命、県議会の公明党の皆さんが受けられたみたいでしたね。だから県議会でも、今のところ六、七名、防災士をとった人がいるのかなと。これは、非常に勉強量も多かったんですが、勉強になります。

ですから、冊子も送ってくるのは、こんなのを送ってきましてね。県から。これをやりなさ

いということでしたが、これをぜひとも普及させていただければなというふうに思います。何か意見がありましたら。

○川崎学校支援監 議員御指摘のとおり、この防災士につきましては、さらに認定を広げたいというふうに考えておまして、現在、防災士の認定につきましては、日本防災士ネットワーク機構というところが認定を行っておりますけれども、必要な講座としまして、基礎研修を1日、受けると。そしてさらに2段階としまして、専門研修を2日間、受けると。そして試験ということで認定をされますので、県立学校の場合は、これは義務化をしております。教職員に対してですけれども。小中学校の場合には、1番の基礎研修だけを受けて、あと希望者が試験まで受けるというシステムになっておりますけれども、これに当たっては、いわゆるAED、普通救命講習の受講者でないと受けられないということもありますので、まず子供たちに資格をとらせる前に、教職員にそういった防災士の資格をとらせて、さらに高校生あたりもこういった講習等を受けていただいて、ふやしていきたいというふうに考えております。

ちなみに、教諭でいいますと、小学校で140名、中学校で91名、県立学校で114名、合計345名の先生方が、防災士の今、資格を持っておられます。

以上でございます。

○中村委員 私が受けたときも、今は参議院議員になりましたが、都城市長を初め、県庁の組が相当数、来ていました。だから県庁が主に中心になってやってくれているんですが、こんな大きな本を持ってきて、全部解答を出しなさいということで大変なことだったんです。私は、だから先ほど申し上げたように、公立大学が今

募集をしているようですから、もし時間をとれるような状況であったら、県庁の皆さん、県議会議員も含めて、防災士のその受講をされたいかなと思いません。きょうテレビで昼の時間にやっていたから、もしこれもよかったら、皆さんに宣伝して、行ける人がおったら行かせてあげたらどうかというように思います。

それについて、お金が幾らか要と言っていました、それについても、よければ若干の負担があれば、喜んでみんな行けるのになというふうに思ったところでした。御検討をいただきたいと思いません。

**○山下委員** 命や絆を大切にすることを事業ですけれども、本当に今、大変殺伐とした時代で、我々が小さいころからすると想像を絶するようないじめがあったり、また簡単に人を殺めたりするような何とも言えない時代になってきたんですけれども、せっかく本県として、ここに書いてありますように口蹄疫やら鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火があってお互いに助け合ってきた。やっぱりこういうきずなとか、これを題材にして道徳を教えることは、本当にありがたいと思っています。

じゃあちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、命という教え方です。こういうことを教材にして、どういうことが接点に、私どもはその本を見たことがないものですから、教育委員会として子供たちに接するとき、命と何でしょう、こういう災害を経験したことによって味わった苦しみやら、産まれてきたばかりの豚やら子牛を死なさないといけなかった。そういう点が一番大事なことかなと思うんですけれども、じゃあ教育委員会の皆さん方一人一人がその辺の自覚というのをどういうことを認識をさ

れているのかなと思いたんですが、その辺の教材に対する接点でしょうかね、そういうのをちょっと何か考え方をお聞かせいただきたいと思います。

**○川崎学校支援監** まさに議員のおっしゃるとおり、生命尊重というのは、教育の本当に基盤をなすものでありまして、何事にも優先することだというふうに考えております。

したがって、やはり生命を尊重する教育というのは、特定の教科とかで教えていくものではなくて、全ての教育活動で身につけさせるということで、これは、小・中・高でもそのようになっておりますので、各教科の時間、それから道徳の時間はもちろん要の時間でございます。それから高校であれば公民科の授業でありますとか、ホームルームの時間等も活用して、最優先で私たちは、生命尊重については教える必要があるのではないかなというふうには考えております。具体的には、いろいろ手法とかはございますけれども。

**○山下委員** やっぱりきずなという部分なんです。いわゆる災害というのは、いつ起こるか分からない。けどその中で、どうやってみんなが支え合って、お互いに傷を分かち合ったり、支え合ったりするのがきずなだろうと思うんです。

被災をした家族・家庭の中でのきずなというのを、どういう意識づけしてやるのかなと思いたんですが、その辺のこともぜひ認識を深めていただくとありがたいと思っております。

それからもう一点、唯一高等学校の中で、高鍋農業高校、ここが被災しました。患畜が出まして殺処分をしました。当時の子供たちはもう卒業をして在籍していないだろうと思うんですが、あそこにはちゃんと牛たちの墓もでき



ているでしょうし、そしてそれだけの語り草は、唯一高校の中でできる。ただ一歩上がると、また農業大学校が近くでメモリアルセンターもできていますし、小・中・高の教育の一環として道徳で教科で教えることも大事でしょうけれども、やっぱり現地を訪ねてみていただくことも非常に大事かなと思うんです。その辺のことは何も考えておられないでしょうか。

**○川崎学校支援監** 小中学校におきましては、当然そういった部分もございますので、新しい学習指導要領の中でも言われていますように、ただ単なる知識とか、学校の教育活動の教材だけではなくて、実際に体験をさせるとか、そういったいわゆる体験活動の重視というのも当然出されております。今後はそういった体験活動も重視しながら、実際そういった場所に子供たちを連れて行って、見させるとか、あるいは実際に被災した、あるいはそういう災害に遭った人たちの体験話を聞くとか、そういうことは実際に今でもやられておりますけれども、今後ますます充実させていかなきゃいけないのかなとは考えております。

**○山下委員** 5ページの新規事業、キャリア教育就労支援等の充実事業ですけれども、今回は、特別支援学校チャレンジ検定としてメンテナンスという、ビルの清掃作業かなと思うんですが、これを特化してされるということですが、障がい者の人たちは、それぞれ特技があって、いつも企業との連携ということを言われるんですよ。やっぱり理解ある企業と連携することによって、より高い工賃をいただいて就労支援をやっていくと。これが大きな福祉の障がい者の支援だろうと思うんですけど、このメンテナンスというこの事業に限らず、企業との連携というのは、ほかにどういうものがあるのか、

ちょっと検討されていますか。

**○坂元特別支援教育室長** メンテナンスを真っ先に選んだのは、子供たちが就労したときに、ちょっと事業所の片づけをなさいますとか、ちょっと掃除をなさいますというときに、きれいな掃除の仕方をする、多分あなたほうまいねと褒められていい気持ちになるのかなと。その入り口としてメンテナンスを1年目は選びました。

これをまた継続していくんですが、2年目としましては、やはり子供たちが大事なもののうちにコミュニケーション能力というのがございます。人との会話だとか、そういうところであると、接客といいたいでしょうか、そういうところあたりもメンテナンスの次の検定を考えているところで、今後も子供たちの能力の可能性を伸ばすために、その種目といいたいでしょうか、それを開発していきたいなと思っております。

以上です。

**○山下委員** 障害者事業所をやっておられる方が、最近レストランを始められて、私もちょっと昼間に行ってみました。ここは夜だけのレストランをされているんですけど。昼間、障がい者の人たちが、知的、精神の人たち、そういう人たちが来て清掃作業をされておりました。テーブルクロスをかけて最後の清掃作業をされておりましたけれども、その前には、それぞれテーブルの椅子、これを全部上に乗せて下の掃除やらされていましたが、椅子の柱一本一本を全てきれいにされるんですよ。

私は、あれを見て、ここのレストランというのは、一番きれいじゃないのかなと。それぐらいそれぞれ障がいをお持ちの人たちは、これって言われたら、そこをいかにきれいにするかということを一生涯懸命される。そして褒めていただくことに対して、非常に倍のまた力も発揮さ

れるような状況を見ておりますから、ぜひともいろいろな事業が、また企業とも連携されて、障がい者の皆さんがちょっとでも働く場所の確保と、そしてそれが工賃向上につながるように、ぜひまたそういう啓発をしていただくとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

**○高橋委員** 今、中村委員が見ていらっしゃるんですけど、地域教材を小・中・高に対してということでもありますけれども、これは、先生方が教材として持つものであるのか。配布するんですか。ということは、小・中・高、三種類あるということと理解していいんですかね。

**○川越学校政策課長** 今、お手元にお渡してあります「命や絆を大切に作る宮崎県道徳教育読み物資料集」につきましては、小・中・高に該当する内容を入れてございます。

この内容を小学校に、中学校、高校というふうに配布しております。

それを配布されたものを各学校で、道徳教育の中で活用するというふうな形をして。（「先生方は持っておりますか」と呼ぶ者あり）先生方ももちろん持っていますけれども、各生徒数、全員ではございませんけれども、高校につきましては、1学年の生徒数の分を各学校に配布しております。

**○高橋委員** なぜこんなことを聞いたかといいますと、この教材は教材として、私は活用してもらってもいいと思うんですが、ある方の本をちょっと読んだときに、道徳教育は、下手に教材がないほうがいいって。逆に。いわゆる子供たちの自然な意見とか考え、そんなのが出るらしいです。

教材があると、頭にそれを暗記しちゃって、あるいはそのために物すごく勉強していい点数をとろうとか、褒めてもらおうとか、そんなこ

とにつながっちゃうから、これはこれとしていいんでしょうけど、ある意味、今後の道徳教育の仕方として、教材なしで自由に子供たちが意見を思いを言う、そういう何か引き出し方もいいのかなと思って申し上げました。

あと一点、名勝は、先ほど県民手帳を見たら、高千穂峡以外を私は知りません。高千穂峡以外はですよ。日向の妙国寺とか比叡山及び都農とかありますけど、むしろ宮崎県民の方々が知らないところが名勝になっているなというふうに私は思ったものだから、先ほど例を挙げられたところの青島とか鶴戸とか、西都原もいろいろいっぱいあったりして、都城もあると思うので、押川委員がおっしゃったように、市町村、こことしっかりうまく連携をして、一つでも多く名勝に認定されるように頑張らないといかんなと思いました。何かコメントがあれば、ください。

**○大西文化財課長** できるだけしっかりした調査を行いまして、本県の資産ができるだけ磨き上げができるように、一つでも多く指定できるように努力したいと思っております。

以上でございます。

**○高橋委員** 議員も活用してください。議員も。詳しいですから。

**○徳重委員** いつも私が考えていることですが、命を大切にすることはもちろんのこと、きずなということが非常に気になっています。道徳教育の中でも、私は、このきずなということを考えたときに、今日、地域社会、我々の住んでいる地域で、コミュニティーが崩れているというか、地域崩壊につながるような状況になっているんですよね。公民館活動、自治活動がほとんど停滞していると言っても過言ではないかと思えます。加入率も50%、60%という状況の中で、これはもう大人社会では非常に残念なことなん

です。

そこで、この小中学校は、子供のときから地域の一員であって、地域をよくするためには、地域の課題の最大の問題はこのコミュニティーだろうと思うんですよ。それを親御さんに、お父さんたちにも地域の公民館には入って、みんなと仲よくしていかなきゃいけないんだと。でないと地域社会はよくなるんだと。どんな、例えば道徳というような形で、ごみを拾いましょう、何をしましょうとこう言っても、一人でいいんじゃないと、みんなでやらなければよくなるんだということを教えていくことが、道徳の第一歩じゃないかなという気がするんです。

個々の問題をちゃんとすることも大事でしょう。しかし、やっぱり全体でやっていくことによって、地域社会は明るくきれいになっていくんだと思うんですよ。そういったことが、余り議論されないことが、私はちょっと残念なんですよね。

もう今日、本当、公民館活動というのが停滞していると。昔は社会教育というのが一番中心になって議論をされておったのが、もうほとんど社会教育という形の中では、それがなくなってきたような気がしてならないんですよ。

学校でも、家庭教育学級なんていうのを各学級でつくったりして、お互いに親が集まって勉強会やらいろんなことをしていました。もうそんなのもほとんどなくなっている状況の中で、そういった婦人会活動、青年団活動、そういったものがもうほとんどなくなっていることに対して、この教育の現場を司っていらっしゃる皆さん方は、どういう考えなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○村上生涯学習課長 社会教育の話が出ました

ので。子供の教育につきましては、今、教育委員会では、県民総ぐるみによる教育の推進ということで取り組んでおりまして、私どもの社会教育からいいますと、家庭教育支援、それから学校教育の支援ということにつきまして、地域の方々が子供の教育にかかわっていくということを進めているところでございます。

その中で、特にことしは、親学びということによってプログラムをつくっておりまして、これは、みやざき家庭教育サポートプログラムということで、参加型の地域の子供を育てている親が集まるような場所で、それぞれの方が意見交換をしながら、子育てのヒントをつかんでいくというようなこういったマニュアルをつくりまして、全県下に広げていこうとしております。

そのプログラムの中でも、特に地域住民向けのプログラムということで、積極的に地域活動に参加をしていこうというようなプログラムをつくっておりまして、一方では、子育ての問題、一方では、地域全体で子供を育てていくというような観点において、積極的に地域活動にかかわっていくというようなことについても、地域の大人たちが考えていくようなきっかけづくりに取り組もうということで、今年度この事業に取り組むことといたしております。

○徳重委員 大変いい方向づけはされていると思います。この結果としても、事業効果としても、一番下に書いてあるんですが、ふるさとへの愛着や地域課題に参画する意識や態度を育むことを目標・効果ということで、ちゃんと明記されているわけですから、これが具体的に行動に移して結果なんですよ、これは。そこをぜひ何らかの形で、子供を通して親を何とか説得できるような形はできないものかなと。

もう今の大人社会は、どうもそういったもの

に、自分のことだけでなかなか関心が向かないということもありますので、ぜひひとつ前向きに取り組んでいただきたいと。よろしく願いしておきたいと思います。

○押川委員 専決処分ですけれども、先ほど説明がありましたけれども、当初どのくらい予定されていたらっしゃって、この見込みが下回ったということで、何人分がこの5億ぐらいになるのか、ちょっと教えてください。

○西田教職員課長 年度の平成25年度当初が、82億2,900万ぐらいです。そして、2月の補正で76億9,000万程度です。そして、今回決算として71億8,400万程度ということになります。

この人数につきましては、当初88名を予定しております。そして教育委員会においては、勸奨退職について希望調査を3回行っております。1回目が7月、2回目が11月、そして3回目が1月ということですが、その中で2月の補正の段階で、希望が出た数字に、一昨年度の状況を加味します。どういうことかといいますと、一昨年度、2回目の予定数から13名増加したということでした。

そういうようなことを加味して、増額補正になっては困るので、ある程度の余裕を持ってした金額の結果、5億円という形での減額補正ということになります。

○押川委員 定年、満期を迎える方と、希望でやめられる方がいらっしゃるということで、これだけの補正が出てくるということですね。

○西田教職員課長 はい、そのようなことでございます。

○押川委員 よろしいです。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○右松副委員長 二、三、質問をさせていただきたいと思います。

私も、「命や絆を大切にする」宮崎の道德教育充実事業についてでありますけれども、口蹄疫や鳥フル、新燃岳を題材にして、まさに本当に本県しか作成できない道德の教材ということで、大変すばらしい取り組みだというふうに思っております。

平成24年度からスタートして、平成24年度で3万7,500冊ですか、それを作成をされて、一応この中でそのアクションプランの評価の中に、平成24年度に作成した教材を活用した、教員の授業力向上、研修の充実を図るというふうにあるわけでありまして、先ほど来いろいろ話をしております、やはり活用方法であるとか、あるいは成果であるとか、なかなか成果については目標数値を出すのが難しいとは思いますが、私が二つ聞きたいのは、一つは、実際の現場の教育につながる活用研修会のほうなんです。こちらのほうの年度別、平成24年度、平成25年度の回数と、それから参加した教員の数をちょっと教えてもらいたいと思います。

○川崎学校支援監 事業の内容としまして、3番目にあります県教委主催による活用研修会のことだと捉えておりますけれども、目的としましては、地域教材、いわゆる道德教育読み物資料の活用方法だとか、そういったことを中心に研修をしていただくというのが一つの狙いでございます。

それともう一つは、そういった活用を含めて、教師の道德の指導力を向上させたいということで、これにつきましては、年3回、各教育事務所ごとに、小・中・高の先生方に集まっていたきまして研修を行っております。

具体的には、模擬授業をやっていただきまして、どういった授業づくりがあるのかといったようなことを、ワークショップ形式でやる研修

を実践しております。

具体的に申し上げますと、昨年度、各教育事務所ごとに行いましたけれども、中部教育事務所管内では95名の参加、北部教育事務所管内では61名の参加、南部教育事務所管内では57名の参加、昨年度は計213名の先生方にこの研修に参加していただいております。

以上でございます。

○右松副委員長 研修内容、先ほどのワークショップという話もございましたけれども、その活用方法で、その授業にどういふふうにかかしていかという中で、子供たちのその学びとか感性をさらに深めていく中で、私もワークショップとかというのは非常に重要なのかなというふうに思っています。

目標設定を数値で出すのは非常に難しいんですけど、この中でふるさとへの愛着とか、地域課題に参画する意識や態度を育むということでもございまして、アクションプランで、その地域活動に積極的に参加する子供の割合というのがありまして、この中で達成点が3の中で、今、2なんですよね。60%の目標で53%ということでもございますから、そこが目標なのかどうかは別にしまして、本当にせつかくこれをぱっと見ましたけれども、すばらしい感動する内容でありますので、子供たちにしっかりと深めていけるようなそういう取り組みの中で、ぜひ有効活用をしてもらいたいなというふうな思いがあります。これは、もう答弁はいいです。

2点目でありますけれども、名勝に関する調査研究事業でありますけれども、神話の舞台となった場所の国指定が実現すれば、子供たちや県民の郷土愛の醸成が期待できるということで、子供たちの神話教育ってどうなっているのか。ちょっと話が飛躍するかもしれませんが、

神話の舞台が宮崎というのが、どれぐらいの子供たちがそれをわかっているのかなというところで、そういったアンケートは、もうとられたことはないと思いますけど、一応確認でさせていただきたいと思います。

○西村委員長 アンケートについて、誰か答えられる方、お願いします。とってなければ、とっていないで、誰かお願いします。

○川崎学校支援監 そのアンケートにつきましては、とったのかどうか、ちょっと確認をしまして、また後ほどお答えしたいと思います。

○右松副委員長 古事記の7割が、舞台が宮崎でありますし、子供たちが、こういう神話教育という名前がいいのかどうかわかりませんが、こういうことをやっていくことによって、地元への誇りというか、物すごく醸成されると思いますので、ぜひ。ちょっと私も調べてみますけれども、神話の舞台のそういうのがどこまで子供たちに浸透しているのか、その辺の教育も非常に大事だなと思っていますので、頭の片隅にでも入れておいてもらえばいいなと思っています。

終わります。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、議案につきましての質疑は以上で終わります。次にその他報告事項に対する説明を求めます。

○日高スポーツ振興課長 宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第四期指定についてであります。

資料の7ページをごらんください。

現在、第三期の指定期間が本年度で満了となりますことから、第四期における指定管理者の選定に向けての募集方針やスケジュール等につ

いて、御報告いたします。

まず1の管理運営実績についてであります。

(1)の指定管理業務の概要ですが、対象となる施設は、宮崎県総合運動公園有料公園施設、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場の3カ所でございます。

指定管理者は、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会で、指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年となっております。

(2)の施設利用状況ですが、平成25年度は、施設利用者が152万3,000人、申請件数が8,091件、施設利用料金収入が1億1,026万1,000円と、いずれも前年度を上回っております。

(3)の施設収支状況ですが、平成25年度は、収入は4億6万9,000円となっております、うち指定管理料が3億9,472万円、自主事業収入が476万8,000円などとなっております。支出は、3億8,592万9,000円であり、収支差額は1,414万円となっております。

(4)の管理運営状況ですが、利用者のサービス向上や利用者増を図るため、合宿所の食事の見直しやホームページの充実などを行っております。

(5)の評価ですが、利用者からの苦情に迅速に対応するなど、サービス向上に努めているほか、南海トラフへの対応など、安全・安心に利用できるよう取り組んでおります。若手の育成等の課題も見られますが、おおむね適正な管理が行われているところでございます。

8ページをお開きください。

2の第四期の募集方針(案)についてであります。

(1)の業務の範囲ですが、施設の利用に関する業務、施設の維持や保全に関する業務など

となっております。

(2)の指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年間としており、より安定的で継続的なサービスの提供などができるよう、これまでの3年間から5年間に変更したところであります。

(3)の基準価格ですが、これは、県が指定管理者に支払う指定管理料でありまして、年額2億9,621万6,000円で、指定期間の5年間で14億8,108万円であります。

(4)の利用料金ですが、施設の利用料金については、指定管理者の収入とすることとしており、現在、県の収入にしているものを変更するものでございます。

これにより、指定管理者の営業努力が収入に反映されることとなりますので、指定管理者が利用者増に向けて、より積極的に取り組むことを期待するものであります。

(5)の募集ですが、募集期間は、今月27日から8月29日までの約2カ月間で、県広報やホームページのほか、新聞・テレビなどで広報するとともに、現地説明会を開催するなど、情報提供を行います。

(6)の資格要件ですが、アにありますように、「宮崎県内に事業所又は事務所を有する」ことなどとなっております、第三期の募集との変更はございません。

9ページをごらんください。

(7)の選定ですが、まず、一次審査で資格審査を行います。次に、二次審査として、指定管理者候補者選定委員会で、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、(8)の選定基準に基づいて審査を行った上で、候補者を1団体選定いたします。

なお、選定委員会は、学識経験者2名、利用

者2名、公認会計士1名の5名で構成されております。

(8)の選定基準は、アの住民の平等な利用が確保されることなど、5つとなっております。審査項目及び配点については、(9)の表のとおりであります。

10ページをお開きください。

(10)のリスク管理、責任分担ですが、表にありますように、施設・設備の修繕費などの費用を県と指定管理者のどちらが負担するかについて定めております。

最後に、3のスケジュールについてであります。

去る6月3日に第1回選定委員会を開催し、第三期の実績検証と第四期の募集方針等の検討を行ったところでございます。

今後、6月27日から募集を開始し、9月上旬に第2回選定委員会を開催し、応募状況の説明や現地調査を行うほか、9月下旬に第3回選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定する予定であります。

その後、11月議会に指定管理者指定議案を提出し、議決を経て、指定管理者として決定することになります。

説明は、以上でございます。

**○西村委員長** その他に関する報告事項に執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

**○高橋委員** 基準価格は、指定管理料ということで見てよろしいんですよね。

**○日高スポーツ振興課長** そのとおりであります。

**○高橋委員** それで、これまでの指定期間の3年間と比較して、がくんと、ざっと1億弱の価格が下がっているんですけど、この根拠となる

ものをお示しいただくといいですが。

**○日高スポーツ振興課長** 過去3年から5年間の平均利用料金が、約1億ほど収入がありますので、その分は、今までは県のほうの収入として県のほうに納めておりました。それを今回から指定管理者に1億分をお渡ししますので、そういうことで1億減額しております。

**○高橋委員** わかりました。

**○徳重委員** この施設ですが、総合運動公園、体育館、ライフル射撃場ということで、議会でも質問が出た例の国体ですね。国体を見据えたときに、この施設の改修、あるいは建てかえとかいろんなあると思うんですよ。この5年以内にそういう計画は今のところないと理解しているんですかね。

**○日高スポーツ振興課長** 今の段階では、5年以内にそういう予定は入っておりません。

**○山下委員** 10ページのいわゆる小規模なものと大規模なものって、ここで区分けしてありますけれども、金額ベースでこれは分けてあるんですかね。わかれば教えてください。

**○日高スポーツ振興課長** およそ50万円を基準にしておりまして、その状況に応じて指定管理者と協議の末、どちらが修理をしたりするかどうかというのは、その都度検討していくことになっております。基準は、おおむね50万円というところで設定をしております。

**○山下委員** ありがとうございます。

**○西村委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** ないようでしたら、次に、請願の審査に移ります。

新規請願第47号「教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願」について、執行部からの

説明はありますでしょうか。

○大西総務課長 特にございませぬ。

○西村委員長 議員の皆様方からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑もないようですので、では、その他で何かありませんか。

○高橋委員 特段答弁を求めなかったんですが、警察本部との先ほどの説明のときに、オレオレ詐欺等の特殊詐欺ですよ。平成25年度が50件あったらしいんですよ。そして認知件数がですよ。検挙件数は5件です。わずか。

原因をいろいろ調べてみると、オレオレ詐欺のことは知っていたと。私がいろいろと申し上げたのは、その被害に遭った方々は、なかなか世間体が、隣三軒両隣のおつき合いとか、例えば今高齢者教室とかあるじゃないですか。そういったところのコミュニケーションがうまくとれていない方で、情報不足じゃないかなということも話したところだったんですが、もうこの事件は、結局、対策・防止、ここにしっかり力を入れないとお金は戻ってきませんよね。もう100%。

だから、ある意味、防止策として、それこそ生涯学習課の出番だと思って。いろんな意味で、これは生涯学習だけじゃなくて、福祉保健部とかそういったところと連携して、総ぐるみでやるべきですよということ警察本部と話したところでありました。

今後、いろいろと話題として、このオレオレ詐欺、減ったんだけど、またふえだして、今も件数が今度の現在で26件でしたっけ。そのくらいあって、まだ2件しか検挙されていないということですから、非常に悩ましいことですから、その対策は教育委員会もひっくるめてい

ろいろとアンテナを高くしてかかわっていただきたいということです。

○西村委員長 よろしいでしょうか。答弁はいいですか。

○中村委員 教育長にお願いですが、僕はこの前の一般質問で、太田清海議員のあの質問を思い出したら涙が出るんだけど、本当に自分の子供を大事にして、よく納得してやられたなと思ってですね。だから自分に引きかえて、私があこの年代であったなら、物すごく子供に強く当たっていただろうと思うんですね。

それで、先生たちもいい理解をしてくれたというふうな話もあったが、ぜひとも教育長、また今から学校側にいろいろ話があるでしょう。ぜひともあの話を出していただいて、そして、ああいう子がおった場合に、本当に自分が生きる方向に生きられるように、先生方も努力を惜しまないようにやっていただきたい。まあ年をとったら涙が出まして、大変でした。よろしくお願いします。

以上です。

○飛田教育長 非常に私も感じながら聞かせていただいたんですが、まず校長会とかいろんなところで、そういうお話をしたいんですけど、一番先に言いたいことは、それで高校時代、自分は大事にしてもらったと思ってくれたという事実を報告いただいた。それを支えてくれた職員がおったということをもまず紹介して、みんなそういう子供にとって、生涯、あの先生がおったからと、あの学校があったからというような学校をつくっていかうじゃないかというふうな話をぜひしたいと、あの場で私は聞きながら思いました。ぜひそういうことをいろんなところで紹介し、さらに頼むぞという話をしたいと思



○右松副委員長 教育長にお願いなんです、一般質問でその教育の目標といますか、大それたことではないんですけども、よく一般質問で、教育長みずから東大東大ということと言われるんですが、私は、非常にあれは引っかかっています。正直申し上げて違和感を感じています。正直申し上げて違和感を感じています。でも、今の時代というのは、例えば自己犠牲とか、あるいは社会貢献とか、やはり非常にこういうところが大事になってくると思っているんですよね。

知性だけではなくて、徳性が必要だし、経済性だけではなくて、倫理観が必要だし、そういった意味では、あるいは長幼の序とかこういったところをしっかりと身につけていないと、やっぱり東大卒でも社会の役に立ちませんし、東大卒でもそういうのを身につけていないと、リーダーでもミスリードしてしまうんですよね。

ですから、私は余り東大東大というのは、どうしてもちょっと違和感を感じているものから、そこは、考えてもらおうとありがたいなと思っています。

○飛田教育長 おっしゃるとおりで、学校教育というのは、人づくりが一番だと思っています。そういう点で、私が今副委員長がおっしゃったように、宮崎の教育が進むというふうな認識はしておりませんので、そういう誤解をするような言い方に聞こえたとしたから、ここでおわびをしたいと思います、何より大事なことは、やっぱり人づくりだということのを大事にしながら、現場を頑張らせていきたい。

その中で、学力について言えば、日本のトップリーダーとなる子供も必要でしょうし、学力でハンディキャップを持つような子供をつくらないということも、物すごく大事なことだと思っ

ていまして、現場には、そういう指導をかねてからしているところですし、今後もそういう指導を続けていきたいと考えております。

○右松副委員長 東大というか、あえて言うなら、その優秀な大学とか、やはりそこに一つに一点に絞るのは、ちょっと考えてもらいたいなと思っています。

○西村委員長 ほかに、その他で何かないでしょうか。

○川崎学校支援監 先ほど、右松副委員長のほうからお尋ねのありました神話に関するアンケートのことですけども、これは、現在実施したことはございません。

ただ、小学校4年生で「わたしたちの郷土宮崎県」という副読本を使って、県下の子供たちは学習をしております。この副読本の中には、2ページほど神話に関する内容が取り扱っておりますので、一応子供たちは学習しているというふうには考えております。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時48分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず採決についてであります、あす採決を行うこととし、再開時間を13時30分としたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

平成26年6月18日(水)

その他で、そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時48分散会

平成26年6月19日(木曜日)

---

午後1時30分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	右松	隆央
委員		中村	幸一
委員		押川	修一郎
委員		山下	博三
委員		高橋	透
委員		徳重	忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧	浩一
議事課主任主事	沼口	恭一郎

---

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決をすることにいたします。

議案第1号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いであります。

まず、請願第47号の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、採決ということよろしいでしょうか。

それでは、請願第47号については、採決との御意見がありますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第47号の賛否をお諮りいたします。請願第47号につきまして、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 ありがとうございます。挙手少数。よって、請願第47号は不採択とすることに決定をいたしました。

休憩いたします。

午後1時32分休憩

---

午後1時33分再開

○西村委員長 再開いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてありますが、委員長報告の項目として、御要望があ

りませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時35分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

済みません。休憩をいたします。

午後1時36分休憩

---

午後1時37分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではそのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時37分休憩

---

午後1時42分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

7月23日の閉会中の委員会につきましては、委員会を開催するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではそのようにいたします。

次に、県外調査につきましては、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 そのように決定をいたします。

また、具体的な行程につきましては、アポイント等がとれ次第、また報告をいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後1時42分閉会